

平成28年白川町議会第4回定例会会議録（第1日）

1. 応招年月日 平成28年12月15日（木）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名者の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議員派遣について
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議第43号 白川町農業委員会の委員等の定数を定める条例について
- 日程第6 議第44号 白川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議第45号 白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議第46号 白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第47号 白川町税条例の一部を改正する条例について
議第48号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第49号 白川町ことばの教室設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第50号 可茂広域行政事務組合規約の一部を変更する規約に関する協議について
議第51号 可茂広域公平委員会共同設置規約の制定に関する協議について
- 日程第12 議第52号 財産の取得について
- 日程第13 議第53号 平成28年度白川町一般会計補正予算（第4号）
議第54号 平成28年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

3. 出席議員 1番 藤井宏之君、 2番 服部圭子君、 3番 今井昌平君、
4番 嶋田有康君、 5番 渡邊昌俊君、 6番 鈴村正次郎君、
7番 細江茂樹君、 8番 安江孝弘君、 9番 加藤邦之君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	横家敏昭君、	副町長	佐藤滋君、
教育長	纈纈政昭君、	総務課長	今井智也君、
企画課長	佐伯正貴君、	町民課長	安江寿一君、
保健福祉課長	高木昇君、	農林課長	伊佐治優君、
建設環境課長	今井俊君、	教育課長	嶋崎恒典君、
会計管理者	安江文郎君		

6. 職務のために出席した者

事務局長	杉山哉史君、	書記	今井由美君、
書記	竹腰耕太郎君		

7. 会議の経過

(議長 9番 加藤邦之君)

- 議長 皆さん、おはようございます。今年も残すところ数日となり、慌ただしい毎日を過ごされている方も多いかと思います。

さて、平成28年度の世相を漢字一字で表す今年の漢字が、恒例の京都市、清水寺の舞台で森清範貫主が豪快に「金」と書かれました。金が選ばれたのは平成12年、平成24年に続いて3回目だそうです。やはりリオジャネイロのオリンピックでの日本選手の活躍が大きな要因になったのではないかと思います。

かつて白川町に講演に来ていただいた宇津木妙子前監督が、「夢は逃げていかない、夢を諦めた時に夢は消える」というようなお話をされ、諦めない心ということは大事だということをおっしゃっていました。その夢を叶えた多くの日本の選手、メダルを取られた選手に感謝を申し上げたいと思います。日本全国の皆さんが、多分感動と勇気を与えていただいたのではないかと思います。そんな結果を出さなければいけない世界の中で結果を出す、私たちはその中でその出発点と、そしてそのプロセス、過程ですね、そういうものをもう一度見直していく必要があるのではないかと、学んでいかなければいけないんじゃないかと思います。そんなことを行政、議会も学び、町民の皆さんの意見を言っていれば嬉しく思います。

本定例会が平成29年度に向けて活気ある定例会になることをお願いし、簡単ですがあいさつとさせていただきます。

- 議長 なお、本日の会議は、CCNetの中継録画及び広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。
- 議長 ただいまの出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。
- 議長 ただいまから平成28年白川町議会第4回定例会を開会いたします。
- 議長 会議に先立ち、事務局長をして諸般の報告をさせます。事務局長。

(事務局長 杉山哉史君)

- 事務局長 平成28年10月14日、第2回臨時会閉会以降の諸般の報告をした。
なお、平成28年10月25日、11月24日に執行されました例月出納検査の結果が監査委員から議長宛てに報告されましたので、その写しをお手元に配布しております。よろしくお願い致します。以上です。
- 議長 直ちに本日の会議を開きます。
◇日程第1 会議録署名者の指名
- 議長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。
- 議長 会議録署名者は、白川町議会会議規則第119条の規定により議長において、1番 藤井宏之君、2番 服部圭子君を指名します。
◇日程第2 会期の決定
- 議長 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
- 議長 お諮りします。
今期定例会の会期は、本日から12月19日までの5日間としたいと思います。
これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日から12月19日までの5日間と決定しました。
- 議長 ここで町長から発言の許可を求められていますので、これを許します。町長。
(町長 横家敏昭君 登壇)
- 町長 本日ここに白川町議会第4回定例会を招集しましたところ、議員全員の参加をいただきありがとうございます。今年の大河ドラマは真田丸でした。高山市の左官 挾土秀平さんが古くからの日本の左官の芸術美を番組冒頭のナレーションの部分で紹介されたのは新しい発見でした。彼が提言する十分の一の改革というのが魅力的でございます。
慶長4年9月14日の関ヶ原の戦い、その14年後の大阪夏の陣で豊臣家を完全に滅ぼした徳川家康は、元号を元和に変え、元和偃武を唱えました。これは武器を倉に納めて平和が始まったという意味です。そしてその翌年、75歳の当時にいえば高齢で没しました。家康が座右の書としていたのが吾妻鏡と唐の太宗が書いた定款西洋だったそうです。その本に「君は船なり、人は水なり」という言葉があります。良い政治を行っていれば、水である人は決して抵抗しないで支えてくれるという意味だそうでございます。また、「君君たらずとも臣臣たればからず」という指導者が不能であっても職員は自分たちの務めを果たせということだそうです。そして有名な言葉に「人の一生は重荷を背負うて遠き道を行くがごとし、急ぐべからず」などと、指導者としての心得を現在まで伝えるエピソード

が多くあります。私たちが歴史を学ぶのは、先人の恩恵に感謝し、伝統文化を尊重し、それを後世に伝えていく義務があるからだと考えております。

今年には白川町合併60周年の節目の年でもありました。今一度ふるさとの歴史に思いを馳せたいものでございます。

それでは、本定例会に提出いたしました諸議案についてご説明申し上げます。本定例会に提出いたしました議案は、条例の制定1件、条例の一部改正6件、平成28年度一般会計及び簡易水道特別会計補正予算2件、規約に関する協議2件、財産の取得について1件の合わせて12件を上程しております。

さて議案の概要でございますが、まず議第43号は、条例の新規制定でございます。農業委員会等に関する法律が改正されまして、その中で農業委員の選出方法を、選挙制と市町村長の選任制の併用から「市町村長の任命制」に変更すること、また新たに「農地利用最適化推進委員」を設置することなどが盛り込まれました。白川町の農業委員会につきましても、新たな制度に移行するべく条例を制定しようとするものでございます。

議第44号から49号までは条例の一部改正であります。議第44号は、白川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正しようとするもので、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、介護時間を新たに設けるなど、法の改正内容に準じ、所要の改正を図ろうとするものでございます。

議第45号及び議第46号につきましては、平成28年度の人事院勧告の内容に準じ、特別職の職員と議会議員の期末手当について、また一般職の職員の給与について所要の改正をしようとするものでございます。

議第47号及び議第48号は、白川町税条例と白川町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするもので、所得税法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、新たな申告義務の追加や規定の整備など、法の改正内容に準じ、それぞれ所要の改正を行おうとするものでございます。

議第49号は、白川町ことばの教室設置に関する条例の一部を改正しようとするもので、白川町ことばの教室の名称が、本条例の目的に合致していないこと、また、子どもの発達支援における幅広い援助を目的とするべく、所要の改正をしようとするものでございます。

議第50号及び議第51号につきましては、可茂広域行政組合を解散することに伴います協議でございます。議第50号は、組合の解散に伴う事務の承継方法を規定するための、議第51号につきましては、現在、同組合で共同処理されている公平委員会につきまして同じ枠組みで公平委員会を共同設置するために必要

な規約等について協議をし、議決を求めるものでございます。解散に伴います財産の処分につきましては、次回の定例会において協議をさせていただくこととなりますので、ご承知おきをお願いいたします。

議第52号は、財産の取得について議決を求めるものでございます。情報通信技術の進展に伴い、多くの事務がシステム化されておりますが、今回は、マイナンバー制度の本格運用に向け、情報漏洩のリスクを減少させるためにソフトウェアライセンスとインターネット分離関連機器を購入しようとするものでございます。

議第53号は、平成28年度白川町一般会計補正予算（第4号）であります。今回の補正では総額9,000万円を追加し、補正後の予算総額を62億6,500万円とするもので、人件費の科目間調整のほか、所要の補正を行うものであります。補正の主な内容は、総務費では、国の補正予算を受け臨時福祉給付金給付事業に3,197万円、町外から町内へ移住する方への支援策として、中古住宅の購入・改修に対する補助や中古住宅の家賃補助として移住定住・交流推進事業に403万円を追加します。

民生費では、私立保育園における未満児途中入園に伴い、運営委託費として保育園運営事業に925万円を、農林水産業費では、伝統料理加工施設や新規就農研修施設の概略設計委託料として、地方創生拠点整備事業に200万円、集団営農用機械整備補助金として組織育成事業に903万円、林道改良（1路線）のための測量設計委託料として林道整備事業に1,000万円を追加しています。

土木費では、県が実施している県道改良事業費の増加に伴い、負担金として道路新設改良事業に1,750万円、町営住宅の浄化槽などの改修費として、住宅管理事業に312万円を追加、教育費では、老朽化したトイレを改修するため、小学校及び中学校それぞれの施設整備事業に、合わせて572万円の改修設計委託料などを追加いたしております。

これに対する歳入予算としまして、分担金及び負担金では、保育園運営費保護者負担金を70万3千円、国庫支出金では、臨時福祉給付金給付事業に対する補助として3,197万円、県支出金では、農地利用集積モデル地域支援事業費を400万円、寄附金では、道路改良に伴う寄附金として15万円、教育関係寄附金を16万円、諸収入では、サマージャンボ宝くじ収益金を596万円、営農組合活動助成金85万円をそれぞれ追加し、これに前年度繰越金及び町債を調整して、収支の均衡を図っております。

議第54号は、平成28年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第2号）であります。今回の補正では、落雷被害や老朽化に伴う設備修繕を追加、改良事業の実績に応じた減額、借り入れ利率の確定に伴う公債費の減額など、総額1,45

0万円を減額して、補正後の予算総額を7億3,650万円とするものであります。

以上、今回提案いたしました諸議案についてその概要を説明いたしました。幸いにして議員各位のご賛同を賜りますならば、的確な執行を図って参りますので、何卒ご理解とご承認を賜りますようお願い申し上げます、白川町議会第4回定例会開会の町長説明とさせていただきます。

◇日程第3 議員派遣について

○ 議 長 日程第3「議員派遣について」を議題とします。

○ 議 長 お諮りします。

議員の派遣については、白川町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配付しました派遣案のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 異議なしと認めます。よって議員派遣につきましては、別紙派遣案のとおり決しました。

○ 議 長 お諮りします。

本派遣案の記載事項に変更等が生じた場合の修正を、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって記載事項に変更が生じた場合の修正は、議長に一任いただくことに決しました。

◇日程第4 一般質問

○ 議 長 日程第4「一般質問」を行います。

今回の定例会には、4名の通告がありますので、通告順にこれを許します。

なお、申し合わせにより、質問回数は一件につき一人3回までとし、制限時間は答弁を含め、一人1時間以内とします。簡潔明瞭に質問・答弁されるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるよう、お願い申し上げます。

○ 議 長 それでは、1番 藤井宏之君。

(1番 藤井宏之君)

○ 1 番 ただ今、議長からお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。質問事項につきましては、白川町災害危険地防止対策事業補助金基準等の見直しについて質問いたします。

11月22日に福島県沖にてマグニチュード7.3の地震が発生し、津波が発生したことにより東北大震災の再現かと思われる程の緊迫感が走り、漁業関係には被害が出たものの、人的被害は、震災の教訓が生かされていたことから最小限にとどまったとの事でありました。特に本年は、熊本地震、鳥取地震と発生し、

終息したかと思っていた東北地方で福島沖地震が発生し、その余震であることも知らされました。地震国日本に住んでいる以上、決して気を緩めることが出来ない毎日であると思います。

東北の震災から特に、「自分の身は自分で守る」と言われるようになりました。私の住んでいる黒川地内の方で、自宅の裏山が急傾斜で以前から小石が落ちてくるようになり、おちおち寝ておれないとの事で家族と相談をし、自費で落石防止工事を土建業者さんをお願いをされて、現在進めておられる方があります。

この方の住宅は、砂防、急傾斜地崩壊対策及び治山の各事業の採択が難しい箇所であるため、自己防衛として蓄えを果たしての工事を現在進めておられます。こうした自己防衛する方のために、白川町では「白川町災害危険地防止対策事業の施行並びに補助金交付規則」が昭和53年6月22日に規則第11号として制定され活用されております。その事業の町費充当率・補助基準を見ますと、事業区分第1が官公署・学校・保育園・町営住宅棟公共建物及び町道等の公共施設に対して直接被害を与える恐れのある場合、落石等危険地の除去・防止に要する工事費は10割充当されます。

次に事業区分第2は、病院・集会場・農林道・公園等多人数が利用する公益的施設に対しては、同じく工事費に対して10万円を超え、100万円未満に対して7割充当され、受益者負担は3割とされています。

第1と第2の事業主体は本町であります。次に第3の事業主体が受益者の場合、人家・事業場・私道等、先ほどの事業区分第1、第2の区分に該当しない施設、つまり今回の場合のように、個人の住宅を自費で工事をするような場合の補助対象経費は、工事費が10万円を超え100万円未満のものとされており、町費充当費が5割以内で受益者の負担は5割以上となっております。今回の場合のように家族の生命、財産を守らなければいけないという考えから蓄えを果たしてまで行うことができる方は限られてくるのではと思います。言い換えれば、工事内容にもよりますが、今の時代で急傾斜地での落石防止等の工事をしようとすると、限度額100万円以内の工事では十分な工事とは言えず、現実はその以上に掛かってしまうということです。

今回、安心して暮らせる白川町となるためにも、住民個人が落石等危険地の除去・防止等を行いたいとする場合、今の時代に則した補助対象経費の上限等の見直しをするべきではないかとお願いするものであります。この点につき以下3点について質問をします。

1つ目に、交付規則の補助基準等の見直しをするお考えはないか。2つ目に見直すとなれば具体的な基準、金額等を示していただきたい。3番目に、安心して暮らせる町づくりの一つとして、白川町災害危険地防止事業の施行並びに補助

金交付の制度を活用して、町民自らが「自分の居住地は自分が守る」という意識を高めてもらう為にも、もっとこの制度の見直しを図り、更にその必要性をPRしていかなければならないと思います。この点についてこれまでの活用状況はどうだったのか、また、今後のPRについてどう取り組まれていかれるのか質問をします。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 今井智也君)

○ 総務課長 それでは1番 藤井議員さんのご質問、白川町災害危険地防止対策事業補助金基準等の見直しについて答弁させていただきます。

本補助金の目的、規定内容につきましては、藤井議員のご質問の中でも触れていただいておりますとおり、県が事業主体で施工いたします砂防、急傾斜地崩壊対策事業等において採択されない箇所における、災害危険地を防止する事業について支援することを目的に昭和53年に制定されております。

その活用状況でございますが、平成10年からの実績につきましては、平成10年度が2件、補助額合わせまして85万円、11年度が2件で100万円、12年度が2件で59万6千円、13年度が1件で50万円、14年度が1件で6万円、その後しばらく実績がなく、今年1件の申請を受け付けているといった状況となっております。それぞれ転石の除去ですとか、防護ネット、防護柵といった工事が行われているところです。

議員ご指摘のとおり、県が行う急傾斜地等の崩壊対策事業等の採択基準には、勾配、高さ、事業費、対象戸数等のしぼりがある中で、その補完を目的に制定された補助金ですが、多くの経費の持ち出しがネックとなり、工事への着手を躊躇する方もあるのが実情であろうと思われれます。防災対策の必要性が声高に叫ばれる昨今、制定からかなりの年数も経過しておりますので、平成20年3月に岐阜県が指定しましたレッドゾーン、イエローゾーンについても加味しながら、実態に即した補助額、補助内容につきまして早急に見直しを検討したいと考えております。しかしながら、急傾斜地崩壊危険箇所の指定が200箇所を超える本町にあって、財政的な見地から大きく補助額を増額させることは困難が予想されますので、町の防災事業を総合的に見直す中で、本補助金の内容につきましても検討することとしておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

3点目のPR、広報活動についてのご質問ですが、先般防災リーダーの研修会にお越しいただいた講師の方から、なぜ自分の命を守るために耐震補強をしないのか、対策をしているようで突っ張り棒や固定金具が正しく使われておらず全く意味をなしていないものがある、家具の向きを変えるだけ、寝る向きを変えるだけでも防災対策はできるといったお話があり、参加された方から、こうしたこと

をもっと町民に広報すべきだといったご意見をいただいております。議員の言われるように、「自分の居住地は自分で守る」「自分の命は自分で守る」といった自助、共助の必要性をもっともっとPRしていくことが今後一層求められてまいりますので、今回の補助金の件もしかりですけれども、防災対策事業の見直しとともに、命を守るための広報を積極的に展開してまいりたいと考えております。議員各位の一層のご理解とご協力をお願いしまして、答弁とさせていただきます。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。はい。
- 1 番 早急に見直しをしていただけるというふうに理解しておりますが、こうしたことをPRといいますか、住民の方に問いかけることによって、こうした先ほども自分の財産、生命は自分たちで守るという認識が高まるわけですが、やはりこうしたことをもっとこの制度にしてもそうですが、することによって何とかそれに踏み切ろうかという方もでてくるのではないかと考えておりますし、実際それででてこられるかでてこられないかわかりませんが、常に地域の皆さんの生命、財産を守るという点に関して、財源の問題も当然でてくると思いますけれども、こうしたことが白川町全体として安心して暮らせる町づくりに繋がっていくと思います。災害があつてからでは遅いですし、また今この時期は大きな災害はないかもしれませんが、それでも地震はいつくるともわかりません。また、新しい年を迎えるにあたって、平成29年度は何事もなきゃそれで良しとしたいと思うんですけれども、常々そういったいつ起きるかもしれない災害を心配すると、本当に今回の黒川の方もそうですけれども、手段としてそれをやらざるを得ないということでやっておられる状況だと思います。そうした方々に対しても、少しでもその幅を、いわゆる限度額また並びにその基準等を早急に見直しをいただいて、皆さんに提示していただけるようにしていただきたいと思っております。

そうした安心して暮らせる白川町ということに対して私は強く申したいと思うのですが、その点につきましてもう一度見解頂ければ有りがたいです。

- 議 長 答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長 ありがとうございます。今、議員さん言われるように、やっぱり町民の方が安心して暮らせる町を目指すのが行政の仕事だと思います。財源の方に限りはありますが、できるだけ町民の方が安心して暮らせるような形になるような制度設計を考えていきたいと思っておりますし、やはり防災対策はどこまでやって万全ということはありませんので、それぞれ個人が自分の命は自分で守る、自分の財産は自分で守るということを基本にさせていただいて、自助、共助の方をこれから強めていくようなPR活動をしていきたいと思っておりますので、またご協力いただきますようよろしくお願いいたしますと思っております。

- 議長 はい、再質問ありますか。
- 1番 ありません。
- 議長 1番 藤井宏之君の質問を終わります。
次に、3番 今井昌平君。
(3番 今井昌平君)

- 3番 質問の許可を頂きましたので、地区公民館、ふれあいセンターですね、機能強化により持続可能な町づくりについて質問をします。

町内には5か所地区公民館が設けられています。白川地区の方は教育委員会の生涯学習係が担当されていると思いますが、それぞれの公民館で講座の開設、地域独自の行事など活性化に大変努力されていることは評価しておりますが、少子高齢化、人口減少で近い将来、町の持続が危ぶまれているような現在、住民ひとり一人が現状を認識して、公民というか官民共同で対策を立てて、それを実行していかなければなりません。それには地域の拠点である公民館の機能強化を図る必要があります。地方創生には、広範囲にわたり秘策はないと思いますが、基本は住民がいかに自らのこととして意識し、立ち上がるかが原点でございます。それを喚起させるには公民館活動の充実が重要であると考えます。

次の項目を5つに分けましたけれども、その対策を提案します。1つが、地区公民館の定員を2名とし、現在の体制を維持していくということです。職員については、意欲ある職員を配置するというところでございます。退職間近でも意欲のある人はありますけれども、やっぱり若い人、若いばかりでも語弊がありますけれども、相対的に意欲のある職員を、やる気のある職員を配置していただきたいということでございます。

2つ目に地域おこし協力隊、今9名ありますか、それぞれのふれあいセンターに担当として配置することはできないか。一言で言えば住民主導による地域づくりの支援体制の確立という言葉に納まるかもしれません。

3つ目に財政面で、現在あります水と環境を守る交付金のような交付金ですが、別枠で仮称ですれば地方創生交付金とか言えるかと思っておりますけれども、それぞれの地域にそれを交付するというようなことです。この交付金は何でも使えるということでございますけれども、簡単な使用基準を設け、広範囲に支出できるものとして地域に交付する、こういうことでございます。

それから4つ目が、財源は各種団体の補助金、交付金、負担金等を見直し、また毎年継続して実施される行事、施策など見直して財源をつくるということでもあります。要するに財政を見直して対処する。当然国、県の補助金とか交付金を活用できる物はしていくということで、財政の面を充てていただきたいと思っております。

5つ目ですけれども、自治会の組織の見直しということで、自治会の役員構成も

なかなか難しい、少人数の自治会が散見されます。自治会の合併、整備を図り、自治を理解し積極的に活動するリーダーの育成が必要かと思えます。

以上のような項目を実施するには当然財政面等で難しいと思いますが、特に職員の増員はなかなか考えられないことですので、定員内の異動等で対処できるものは対処してそれに充てるというように思っております。その他の策についても抜本的な対策が必要だと考え質問しているところでございます。町としてはどのように考えておられるかお尋ねをします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 それでは、今井議員さんからの一般質問、地域公民館の機能強化による地域活性化についてということでお答えします。5項目の質問事項をいただいておりますが、とりあえず総体的な答弁をさせていただきます。

昭和31年9月30日に4か町村の合併により現在の白川町が誕生し、今年合併60周年の記念すべき年であり、去る10月1日には、皆様のご協力をいただき、盛大のうちに記念式典を開催させていただいたところであります。合併当時には、旧村単位で蘇原、黒川、佐見地区に役場支所を、坂ノ東には出張所を設置しておりましたが、河岐地区に現在の庁舎が完成した昭和33年には、坂ノ東地区へ近い場所となったことにより、坂ノ東出張所は廃止となったわけでございます。

その後、昭和62年、町民会館が完成し、中央公民館として設置したことを契機に、老朽化が進んでいた各地区公民館を順次整備し、平成18年には白川北地区公民館を野原地内に開設し、現在の体制となっております。各地区公民館には、出張所長を兼務する公民館長と、蘇原、黒川、佐見では窓口職員1名、公民館主事1名の3人体制とし、白川北地区では公民館主事との2名体制としております。いずれの地区公民館も地域に密着した施設として、それぞれに特色ある活動を行っているというふうに考えております。地区公民館の職員数については十分とは言えませんが、役場全体の体制を勘案した配備としており、現時点では減員することは考えておりません。この数年は、職員の採用、退職による入れ替わりが顕著となってまいりますので、行政全体としての体制の問題もありますので、その点も考慮しながら職員配置を行いたいと考えております。

また、地域おこし協力隊は、現在9名の隊員がその個性を活かした活動を行っています。平成27年度のデータでは、全国で673自治体、2,625人の隊員が登録されていますが、自治体により活用方法も様々であり、中にはうまく機能していないところもあるようです。地域に張り付けられ、行政が協力隊に具体的な活動支援を怠った場合では、退任されるケースも多いと聞いております。1人の協力隊員で活動することは、慣れない地で孤立感を招くこともあるかもしれませんし、本町では、拠点

を1箇所として活動しておりますので、協力隊員どおしの情報交換や、相談もしやすい環境にあるのではないかと思います。

各地域での課題は、今後益々多様化・複雑化してくることが予想されます。みんなで作らまいかという発想は、将来的に様々な課題に対し、行政だけで解決することが困難な状況になることに鑑み、今からできることをみんなで少しずつ行える体制を作っていく下地づくりをしたいという考えからのものです。水と環境を守る保全管理や「宝ものさがし」についても、町内で異なる状況である各地域が、自らの工夫で課題解決や活性化を進めて欲しいという思いであります。また、地域公共交通についても同様に、それぞれ自分たちの地域に合った仕組みを作って欲しいという考えから、部会の設置を進めているところでございます。それぞれの地域で協議されたことについて、財源が必要であれば、その提案に応じて交付金のような形で助成することは可能であると思いますが、一律に自由に使えるような形の交付金というものは、今現在考えておりません。課題解決に向けた人的支援が必要な場合は、国の制度である集落支援員を配置することも考えています。この集落支援員は、今までのような内容ではなく、職員とほぼ同様の勤務体系で、地域における活動に専任することを想定しております。この集落支援員制度は、人件費を含め活動に係る経費を1人当たり350万円まで特別交付税で措置され、その中で地域の課題に取り組む経費も若干ではありますが充てることもできます。また、町では出前講座も行っておりますので、各地域へ担当する部署から職員が出向き、一緒になって課題解決へ向けた取り組みを行うことも可能かと思います。

人口減少・高齢化に伴い、自治会組織の見直しも今後必要となる地域があるかと思っております。行政から合併に対する指導は行っておりませんが、それぞれ対象となる自治会で検討いただき、合併の協議が整えば、それに要した費用を補助金制度として準備しておりますのでご活用いただき、合併に向けた支援をしたいというふうに考えておるところでございます。

そして冒頭の文中にでました多目的機能支払交付金という制度がございますが、今白川町内でこのお金を総計いたしまして、5地区で3,700万円というお金がそれぞれの地区へ配られております。この内容としましては、農地維持で1,230万円、資源向上化支払ということで2,470万円と、合わせて3,700万円が多目的支払でございます。この使い道としては農地の維持、保全に関するというようなことに使われておりまして、具体的には田の法面の草刈りにかかる経費だとか、鳥獣害対策、電柵でございますけれども、地域周辺の樹木だとか防草シート等の購入というようなことで、皆さん方が協議をしながら使われております。この他に資源向上化支払地域活動を中心とした活動支払いの部分でございますけど、これは農道だとか排水路の維持活動、地域の文化活動、特に農業に関する都市交流だとか、伝

続行事の継承というこういったものにも使っていていいわけですので、こうしたものに是非ご利用いただければ有りがたいですし、農業体験事業等も地域住民の参加の事業でございますので、こういった事業計画ができるのではないかとすることも提案をさせていただくところでございます。

その他に中山間地域の支払交付金というのがございまして、今現在36地区の方々に交付がされておましてその総額が4,730万円というものでございます。これも同じような形で防草シートだとか農業用機械の購入、あるいは鳥獣害対策というものも使われておりますけれども、合計しますと白川町内で8,430万円という相当大的な金額がそれぞれの地域の皆さん方の創意と工夫によって使われることになっております。そうしたものが今現実の問題でございまして、これらのお金を利用したいろんなまちおこしもできるのではないかとというようなことを今提案させていただくわけですが、先ほど申しました集落支援員につきましては、集落支援員をつくってこちらからやるといいのではなくして、そうした雰囲気とかそうした質がでたところに私どもは集落支援員を配置していける、そういった事業に取り組んでいきたいなど思っておりますし、ちょっと余談ではございますけれども、来年度の予算の中でそうした事例を考えたいなというふうにも考えておるところでございます。以上でございます。

- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。はい。
(3番 今井昌平君)
- 3番 今、答弁をいただきました。いろいろな、今町長答えられましたように、交付金とか負担金がございますけれども、さっきもちょっと藤井さんがふれられたかもしれませんけれども、なかなかそういうものが周知されていない、知らないということで期間が経過したりしてあがってこない、そういうことも多々あるように思います。そういう見知からもそういうものに支援をするような、集落支援員が配置されれば結構ですけれども、そういうものを助けてやるというか、地域を回りながらというとおかしいですけども、やっぱり行政の方というか、そういう方でこういうのがあるよ、ここやった方が良いよというようなふうにしめ細かにできるということが、地域でできるということが一番理想だと思っております。自治ということで自分たちのことは自分たちで、そういうことでやるのが理想でございますけれども、なかなかそういうことが管理できないということで私はこういう質問をしたわけでございますけれども、是非その点でも、どうやってそういうことを教えてやる、あるいは事務処理をしてやるということで、一つの申請書でもなかなか誰もかもがそういうものを書くということが苦手とか、いろんなことがございまして、地域でもそれが生きていないという事がありますし、またこういう交付金等があってもそれが活かした金として使われていくかいかんか

と大変難しいことをございますけれども、やっぱり当然使うならそれが活きた金で、住民の本当に為になる、あるいは将来的にそれが町おこしに繋がるといような金だと一番いいと思っております。そんなことを思ったことをございます。

先般、全協でも鯉の加工品生産販売の議題がありましたし、また蘇原地区でも干し芋ですか、さつまいもの生産販売の話がありました。これはほんの一例でございます。このように小さな芽を取り上げ、アドバイスや事務処理等に協力していく、行政の方の職員で協力していくということがちょっと必要じゃないかというように思って取り上げたわけでございます。町おこしの施策を検討していく公民館が、そういうことで地域活性化の拠点になればと思ってこの質問をしました。当然私たち議員も、議会もですけども勉強し、学習研鑽をして、活力ある持続可能な町づくりに努力、また協力していくことを申し添えまして質問を終わります。

○ 議 長 3番 今井昌平君の質問を終わります。

次に、5番 渡邊昌俊君。

(5番 渡邊昌俊君)

○ 5 番 質問の許可を得ましたので質問させていただきます。今日は4問ございますので順次質問していきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

はじめにですね、町行政への内部統制制度についてお尋ねしたいと思ひます。少子高齢化が全国的に進展しつつある中、白川町においても人口減少と高齢化も進み、町民の暮らしを支える対人サービス等の地方公共団体が提供する行政サービスの重要性は、今後一層増大すると言われております。また一方、地方行政における事務処理リスクも拡大する傾向にあると言われております。また、多様なニーズと制度の複雑化が予測される今後、効率化による行革で、職員が削減される一方、仕事量は変わらない状況でのミスが増大も心配されると言われております。

私は監査委員として毎月の監査を行っていますが、各課において、仮に日常業務での不適切な予算執行があったとしても、監査の段階で発見することができないことも多いと思ひます。予算を執行する当事者である各課部局において、予算執行の会計事務に関する体制が十分に整備され、適確に運用されていれば予算が不適正に執行される可能性は少なくなると思ひます。これが内部統制の整備と運用であると言われております。先般、東京での監査委員講習会でのこうした指摘もありました。

白川町行政においても、年々ベテラン職員の多くが定年退職を迎え、一方、行革で職員数の減員が行われております。益々この内部統制体制の整備と運用が大切であり、しっかりした責任体制の確立が求められると思ひます。これらについて今後、町行政の考えと制度の整備についてお尋ねいたします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。副町長。

(副町長 佐藤滋君)

○ 副 町 長 それでは、5番 渡邊議員さんの質問、町行政の内部統制制度の状況について答弁いたします。

まず内部統制とは、企業や行政機関などにおいて、業務が適正かつ効率的に遂行されるように組織を統制するための仕組みでありまして、組織内で不正、違法行為、ミスの発生を防止し、組織が有効に運営されるように、業務に関する規則、基準、プロセスを規定、運用するものであります。

議員ご指摘のとおり、町の職員総数は、平成14年の168人から合併破綻を受けての行政改革に伴い、平成21年には134人、現在では120人で、この15年間で48人の減員となっております。また最近では、定年で退職する職員が多く、昨年度末で7人、今年度末が6人、来年度末で5人と、短期間で多くのベテラン職員が入れ替わることになります。

一方、仕事内容は電算化等が進んだものの、行政業務の多様化や専門性が求められるなど、業務の複雑化が進み、事務処理のリスクは増大するばかりであります。こうした時だからこそ、内部統制による組織マネジメントの在り方や日々の業務の在り方を点検し、町民の皆さんの信頼に応えられる組織づくりが重要であると言えます。

職員定数を削減する以前は、日常業務の中で係長など先輩職員による後輩への指導、訓練が行われ、ごく自然に業務のプロセスやルール、チェック体制が引き継がれてきましたが、職員削減により課長、係長等の本来部下を統制すべきポジションが多忙となったことなど、毎日の事務処理に追われ、そうした仕組みが十分に機能しないことが危惧されます。このため現在は、月1回の全体朝礼、月2回の課長会議、また月1回の係長会議の他に、各課、各係ごとの打ち合わせや毎日の朝礼を通じて、上司からの指示や統一事項の伝達などを行い、意思統一と情報の共有化を図っているところであります。

また、定年退職者を再任用や臨時職員として雇用し、ノウハウの継承に努めたり、新規採用者が新卒者ばかりにならないよう、職員採用に社会人枠を設けて、ある程度民間での経験がある社会人等の採用を行い、年齢層が偏らないような、そんな配慮もしているところであります。

その他、今年度からは各セクションにおいて目標管理制度を導入し、組織目標を掲げ、その達成に全員で取り組んでいるところであり、これも内部統制の一つと考えております。なお、合わせて職員一人一人にも目標管理による人事評価制度を導入し、各課長等の面談によりその個人の評価結果を各個人にフィードバックすることで職員の能力、資質のレベルアップにつなげていきたいと

考えており、これは各個人の自己統制の一つと考えております。

その他にも、県との人事交流により専門的知識を有する県職員の派遣を受け入れて、町職員への専門的な分野の指導を仰いだり、新規採用職員や若手職員に対する財務研修を、今年は大幅にその機会を増やしたり、誰でも同じ事務処理が行えるよう事務処理手順のマニュアル化を進めております。

また、合わせて職員研修計画に基づきまして、管理職、係長級など、各職責、階級に応じた研修を受講させて職員のスキルアップを図るとともに、重要なモニタリング機能の一つである、上司による日々の業務に関するチェック体制の強化に努めております。

いずれにいたしましても内部統制は今後もますます重要となり、当面各種の事務執行のために定められている要綱や規定を、課長、係長が中心となり、今一度その内容を点検、改善するとともに、適切な業務執行ができるよう、日々の業務の中で相互チェック、決裁承認や事務分掌などと合わせて、リスクが存在するというを前提とした内部統制についても、職員全員に意識改革の徹底を図ってまいりたいと考えております。

渡邊議員には監査委員としての立場から今後ご指導、ご助言をいただきますようお願い申し上げます、答弁いたします。

- 議長 答弁が終わりました。再質問。はい。
- 5番 再質問します。そういうことを感じてですね、今取り組んでおられるということですが、郡の監査委員会議へ行っても国の監査講習会でもですね、公認会計士の講師と、大学の、そういった方なんですけれども、地方行政、いわゆる東京都の監査をやっておるとかいう方でしたが、非常に今この内部統制についてやかましく言われておったなと思います。これは民間企業では当然、今答弁あったようにやっておられますけど、一番公務員で困るのは不祥事であります。不祥事による5大原因とあって、私も昔公務員でしたのでよく言われましたが、1つには私情規律が働きにくい組織、2つ目が有言解釈と法の軽視、今でいえば法律厳守、そういったことをやかましく言われますが、法律を知っているがためにそういう有言解釈ですね。3つ目が理屈の上に理屈を重ねる構造、4つ目が形を整えるという発想のまん延、恰好だけ整える。5つ目が是正の声が上がりにくい体制、いわゆる下部から上部に是正のいろんな意見があっても中々トップへ届かないと、そういうことで我々もこういった、今から考えれば内部統制の意味合いで教育を受けたと思うんですが、特に今効率化ということで企業においても公務員においても人員削減というのが行われております。それからITにおける作業と、いろんなものでいわゆるそういった不祥事というのはそういうところから発生するというのでございます。我々もそういうことはあってはならんことで

すし、そういう事が起こるといふ事は上司の責任であり、体制の責任であります。起こした下の部下の責任もありますけど、それを見逃したという、その見逃す法律というか、法律と言っちゃあれですが、規則ですね、体制をしっかりやっけていかないと、人を減らすばかりが効率化でいいという訳ではございませんし、また働く方も安心して働ける、そして上司もきちっとそういったことを守ってあげられるような、部下を守れるようなそういう体制をつくっていただきたいと思ひます。これがいわゆる厳しく言うとは先ほど言った内部統制でございまして、それがしっかりいっておればこういふことも起こらないといふこととございまして。来年度あたりの国会で、これに関する法律ができるという情報も聞いております。今のところは指導がおちておるはずで、総務省か財務省かそういうところから。来年からは全国地方自治体も内部統制についてなんらかの附則をつくるという方向でございまして、今から副町長が言われましたように、日頃からそういうことで心がけておられるならOGATもしっかりやられて不祥事の無い、ひとつそんな方向でやっけていけるような体制をお願いしたいと思ひます。

この件については終わりました、次の質問に移りたいと思ひます。

2番目ですが、白川茶の海外販路拡大策について、茶生産の生産者への展望ですね、展望とこれに対する費用対効果についてをお尋ねしたいと思ひます。

町では、昨年より地方創生事業「お茶の販路拡大策」の一つとして、国内でもやっておりますが、東京のお茶らかとかそういう所でやっけておられるけれど、海外に向けての白川茶販路開拓支援事業として展開をはじめられました。我々お茶生産者にとって大変明るい展望が開かれると期待をしております。しかし、町長の話では、白川茶も、どうも中身を聞くと、手もみ茶とかかおる茶とか、特殊なお茶であって、また付随して麦飯石も高い値段でよく売れると、そういう話をあちこちでしておられまして、町民の方から一体何を重点に売ろうとされておられるのか、白川茶の今やっけておる生産者においては、現在生産している白川茶の加工製品では、海外ではそれを売ってくれないのか、売れないのかといった話も聞きます。

私は、海外へ町長自ら出向いてのトップセールスや、また職員1名と地域おこし協力隊員との2名を出張販売とPRに派遣され、そうした努力は大いに私としては評価し、認めるところであります。そこで海外の販売状況をみて、今のお茶生産者に対してですね、海外ではこんなお茶を作ってくれと、こういうお茶がよく売れるので、今後はそうしたお茶を生産しようといふような展望といふか、考えがあれば、やっぱりそういったことを農務係を通じて、茶生産組合を通じて指導や報告をしてほしいなと思ひます。

年々茶生産者の高齢化と担い手不足、そしてお茶の販売値段の低下で茶の生産

量も減少しております。そうした中、お茶離れしていく現状に、今頑張っている生産者に希望がもてるように、早く歯止めをかけ、効果ある対策指導が望まれると思います。そこで、今後の白川茶海外販路開拓施策の見通しと展望、それに伴う今まで国からいただいた創生費用といったお金がいつまでも続く訳ではないと思います。そういったものを使って今回はそういうのを展開されておりますけど、それに対してどれだけ売れたのか、費用対効果ですね、そういったことも考えながらやっていかないといかんと思うんですが、その点についてお尋ねいたします。

○ 議 長 答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 伊佐治優君)

○ 農林課長 それでは、5番 渡辺議員の質問にお答えします。

白川茶の海外展開は、昨年平成27年度から始めております。平成27年12月5日にジェトロ岐阜との海外での白川茶の販売に関する調査を行うよう委託契約を結び、その後、ジェトロ岐阜の所長であります手島氏の調査、指導によりまして、東南アジアのマレーシアを主な販売先として紹介されました。そこで農務係長と地域おこし協力隊員1名が現地へ視察・商談を行ったのが今年平成28年の1月でございます。ここで4社と面談いたしまして、その中で1件の商談が成立いたしました。そして、4月から美濃白川茶を出荷・輸出することになりました。このマレーシアでの商品でございますが、ここでは普通煎茶、玄米茶、ほうじ茶でございます。製造といたしましては、白川町農業開発がその役目を負いまして、今は製造・発送をしております。販売先でございますが、株式会社 小池でございまして、伊勢丹に出店する会社で、マレーシアで2店舗販売をしております。今現在でございますが、約1、2か月に1回商品を出荷している状況でございます。

また、台湾はジェトロ岐阜の手島所長に紹介された商社E Zジャパンと交渉し、E Zジャパンの代表デイビッド氏を今年5月に白川町に招くことができました。そこで美濃白川茶と麦飯石に強く興味を持たれ、台湾での販売にこぎつけることになりました。その後、E Zジャパンの取引先、スタジオAを紹介されまして、7月末でございますが、スタジオAのテレビクルーが白川町の魅力を取材に来ております。11月中旬から台湾で旅行番組としてテレビ放映が始まっております。今後のインバウンドに向けて期待が持てるところでございます。

販売数量といたしまして、4月から12月迄のマレーシアへの出荷量でございますが、185kgでございます。台湾につきましては21kgのお茶を輸出しております。これについては、銘柄は香るでございます。台湾へは、麦飯石も一緒に輸出しております。これは台湾で水道水の水質が良くないことと、麦飯石が台湾では薬石として重宝されているため、台湾のバイヤーが白川町に訪問した際、

是非とも一緒に欲しいということでありましたので、美濃白川麦飯石株式会社が輸出しております。台湾には、美濃白川茶商會が開発した「香る」を輸出しておりますが、これは、台湾のウーロン茶文化が影響し、香りがあるお茶が好まれていることが影響していると思われま

す。これらの取組は受託業務としながらもジェトロ岐阜の貢献が大きく、現在ジェトロ岐阜の予算で海外での商標登録の実施や、現在取引中の2カ国以外でのマーケティング拡大に向けてのアドバイスもいただいております。また、海外展開の成果を国・県へ紹介することで、道路整備事業へのPRも果たしており、岐阜国道事務所では国道41号の美濃加茂～下呂間の沿線地域がそれぞれ地場産業で元気に地方創生に取り組んでいる姿を改良計画ストック効果と表現し、白川町では美濃白川茶の輸出をはじめ、東濃ヒノキの顧客への輸送、トマトの輸送・販売、地歌舞伎によるインバウンド事業などの取組による効果が期待されております。

現在は、お茶が主でございますが、ジェトロと協力して木工品、建材の輸出を台湾におこなっていきたいと考えています。台湾では台湾ひのきの伐採禁止により、ひのき製品に対するあこがれが強いとこのことで、この分野での東濃ヒノキの輸出も希望がもてます。先般トップセールスとして町長が台湾を訪問されたときも、木製の数珠やマス、うちわが好評でこれからの木製品の輸出に希望が膨らんで来ています。

さて、熟練の技の手もみ茶や萎調茶の「香る」は、普通煎茶と香りの違いをアピールすることで売れています。消費者志向の多様化により普通でないもの、地域の特徴を生かした商品が売れ筋となって来ております。美濃白川茶の主な販売は普通煎茶です。これが売れないと産地の維持は難しいと考えております。高齢化と茶価の低迷で産地としての対策が求められておりますが、海外販路と同じく国内販売も進めていくことが必要であり、生産者だけでなく加工・販売業者も一緒になって販路拡大を進めて行く必要があると思います。より効率的な生葉生産や地域の特性を活かした栽培体系の確立、省力化・共同化した加工工場、国内への販売網を広げられる茶連や茶商社の皆さん、どれが欠けてもお茶の販売は滞ってしまいます。売り手から栽培農家までを繋ぐ情報ネットワークの構築も急がれます。このような産地をつなぐ生産販売システムが構築できるよう、行政、白川町茶業振興会、茶連を中心として進めてまいりたいと思っております。

海外展開は、東南アジアを中心に展開したいと考えております。ここで中心になるのは、白川町農業開発、白川茶農業協同組合連合会が考えられます。また、行政が長期に助成することは考えられま

JAS登録、産地の特徴を生かすGI表示の登録など、海外でも認められるお茶の栽培も広めて行きたいと考え、登録研修・栽培研修を行っているところです。いずれにしても、国内外の消費者が求める商品作りをすることが大切であり、生葉生産者・加工者へのフィードバックにより、より良い商品を生産する機運を高めることで、産地としての美濃白川茶ができるのではないかと考えます。平成28年を海外輸出元年として国内外への販路拡大を推進して参りますが、町長のトップセールスや職員の販売努力もございますので、もう少しお時間をいただくようお願いをいたしまして、渡邊議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。はい。
- 5番 きめ細かに説明いただきましたが、その点は私はよく分かっておりますけれども、やっぱり生産者のために今やとってくれると思うんです。茶商会のためとか一企業のためにそういったことをやっておるということではないはずでして、私も生産者ですが、生産している者が今の工程でお茶を作とっていいのかと、段々市場では安くなっていく、そういう中でこういったところでいいぞというところがあればですね、海外へ今後は生産者の代表ぐらいを、やっぱり売れるお茶を作るというのが大事です。生産者が茶商会や業者に任せて「買ってこれ、買ってこれ」だけでは駄目でして、今多様化しておる消費者のニーズに合わせたお茶を売るのは茶商会です。茶商会はこういうお茶を作ってくれば国内でも売れるし、海外でも売れるよというのは今経験しておられると思うんですけど、過去にもありました。2社ほど海外へ展開されて、とてもあかんわと帰ってこられてそれは辞められた経緯を聞いてますが、それはですね、やっぱり海外のお客さんとするならば、海外の人に合った物を作ってなかったと、日本の我々の物を誇りをもってですね、白川茶は苦みがあつてうまくて、こうであーだでそれを押し付けようとして、今までそれで来たんですけど、今そこは頭打ちなんですね。そこんところに我々は作る方の生産の方をやっぱり売れるお茶を作るためには農務の方でやっぱりそういう指導をしてもらわないと。そこで良い活路をみいだされたので、そういったことがまだこれからということなんですけど、早急にですね一つ取り組んでいただきたいなとそんなことでこんな質問をさせていただいたわけです。あれこれとPRも大事ですけど、的をしぼってですね、そしてその一番下にかおる茶もどういったらできるかアップしてます。だけど今それを、かおる茶つくってくれという話しでもないわけですし、あるいは甜茶の粉、あれも工程から工場から作らないと、今の皆の持っているシステムの工場ではできません。だからそれが良いならそういうのをつくるように、やっぱり動機を与えて指導してもらおうというのが、行政の一つの大きな役割になる。そういうことをするなら補助するとか、こんだけ補助するからこんだけあんたらもやってくれとかいうようなね、

今いくら売れないお茶をみんな頑張って作っとっても、売れんやつはそりゃあ皆茶離れします。ですからその辺に一つ早急に何とかしてほしい。その辺についてどうですか。

○ 議 長 はい、答弁を求めます。町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 本当に力強いご支援をいただきありがとうございます。先日も茶業振興会の皆さん方にもご協議をいただき、本当に今売れるお茶を作ってくださいよというお話をしたわけですし、茶商会の皆さん方も、白川茶が茶商会在望しているお茶を出してほしいという事でもございます。その中で先ほど言いました「香る」というお茶というのは、先ほどもお話がありましたように、今までの工程と全く同じ工程をすればいいわけですが、一晩寝かすとかそういったことが出来ないが為、しないが為のということで、まずお茶組合の体制というものも考えていかなければいけないということです。

それからお話のありました甜茶につきましても、今年初めて試験をやらせていただいたその結果というのが非常に好評でございましたので、海外展開の中で今一番海外の皆さん方が欲しいというのが有機の甜茶が欲しいということでございます。ですからそれについても、まだ今年1年試験的に作ったばかりでございますので、来年度の中でもう少し本格的な形の中でそれができないかということを経験的にも是非やってみたいなということで、いろんなものに挑戦をさせていただきたいですし、先ほどもストック効果の話をしてしまいましたが、海外へ出したという事の中で、白川のお茶オンリーワン、他には無いということを認めてくれたわけです。その過程を説明するにあたってうちの町は長寿の町ですから始めまして、それは何が原因だったかということ、うちの作物、これはお茶に限らずですけれども、その土に大変ミネラル分が多いというのがうちの町の特色でございます。それが麦飯石に繋がったということで、私どもは麦飯石を売ろうとしたわけではなかったんですけども、そういった物語り性の中で注目を受け、しかも来年は白山さまの1, 300年というそういった節目の年にもなりますので、お茶のPRにも絶好の機会かというふうに思っておりますので、そんな思いで茶業振興をやらせていただきたいと思っておりますのでご協力のほど、是非ともお願いを申し上げます。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。はい。

○ 5 番 ありがとうございます。本当にそのように努力しとっていただくことは分かります。こういった物はですね、海外で売ろうとするとオーガニックとか、あるいは今言われたような有機とか無農薬とか非常に厳しいです。そういった指導も今のところ県の普及員もあまりそういう指導をしません。そういうことで、やっ

ぱり先駆けて海外へ売っていかうと思えば、飛騨牛なんかでもそうですが、そのように海外の人にですね、ニーズに合ったものが簡単に我々にもそんならと出来るはずなんです。そういうのをもうちょっとスピードアップして、生産者に情報を落として、そして生産者と共に考えるというふうにしていかないと、ほんならとすぐには切り替えられません。オーガニックにしようとする、茶園から3年間経たないと商品として出していけないというね、オーガニック証をとるだけでもそんだけかかるんです、計画的にやっていかないと、いっぺんに茶園全部そういうわけにはいかないということです。ですから、もうちょっと生産者に響くような、スピードアップしたこういう情報を流して指導をしていっていただきたい。それだけ要望して次の質問に移ります。

次はですね、有害鳥獣処理施設建設等の対策についてお伺いをいたします。

有害鳥獣の捕獲後の処分場について、今年の12月議会において私が質問をいたしました。その時、処分としての焼却処分場や、食肉加工場とも様々な課題があるので、白川町鳥獣被害防止対策協議会を中心に、近隣町村も含めた広域での調査研究を進める必要がある、そうした方向で検討したいとの回答であったと思います。

その後1年が経ちました。近隣町村との話し合いや研究の結果についてどう展開していかれるかお尋ねいたします。また、一昨年、白川町猟友会からもそうした有害鳥獣の処分場建設要望が口頭で出されていると思います。その後どのように回答なされたのか合わせてお答えください。まだ回答をいただいておりますので、この場でご返事をお願いしたいと思います。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。
(農林課長 伊佐治優君)

○ 農林課長 それでは渡邊議員の質問にお答えいたします。

近隣市町村との有害駆除対策検討会につきましては、市町村域を超えた実施について昨年平成27年8月頃から可茂農林事務所と相談を行っており、昨年の議員の質問により白川町が中心でと思っておりましたが、折しも可茂農林事務所から下呂・可茂両農林事務所との関係と、下呂市、七宗町、白川町、東白川村の検討会の開催要請があり、平成28年1月19日に第1回の有害鳥獣対策検討会を行っております。ここでは、各市町村の状況報告など行い、今後も継続できることで了承しましたが、残念ながらそれ以降の検討会は現在まで行われていませんが、今後、開催要請を行って有害鳥獣策に関する諸事項を検討していきたいと考えています。今回は、県と市町村の担当者だけでございましたので、今回は各猟友会のメンバーも含めまして、より幅広い会議として進めて行きたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

さて、猟友会からの処分場の建設要望につきましては、別件の要望の折に話が
あったかと記憶しておりますが、正式な要望として認識しておらず回答はして
おりません。近隣市町村の焼却施設に対する考えを聞き取りましたので報告させ
ていただきますと、東白川村は関心が少ないということでございます。七宗町、八
百津町、下呂市は埋設処分作業が厳しい状況であるということで、焼却処分施設
ができれば利用したい意向を示しておられます。現在、平成27年の4市町村合
計の処分頭数でございますが、約3,000頭近い処分数であります。大型獣で
あるイノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、サル等は2,300頭を占めており
ます。特にニホンジカは繁殖力が強く、森林や耕地に与える影響が大きく、広域
での駆除体制の構築が求められていると思います。今後は、可茂農林事務所に働
きかけ、県主体により検討会を開催し、近隣市町村と足並みをそろえた有害鳥獣
駆除の実施、共同処理施設などの問題を検討していきたいと考えておりますので
よろしく申し上げます。以上、渡邊議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

○ 5 番 何というかこういった要望というか、要望は文書で出てきたらすぐやるかって
そんなこともないみたいですが、要望すると必ず文書で出してくださいと皆さん
言われますが、出したでいいかという、なかなか何でもそうですが、どうなっ
たか返事がない。よくよく聞くと予算がない。検討する。それじゃ困りますので、
やっぱり住民の要望とかそういったことがあれば、出来るできないはやっぱり検
討しとるとか、今こういうふうだというような事をね、言ってもらわないかんし、
それなりに待っております。今も猟友会の方からも「あれどうなった」とよく言
われるんです。おそらく課長さんも関係者、町長も猟友会の総会に行かれたと思
うんですが、そういったような話も出ておると思うんです。

それはそれにして、現実私もこのところ11月から猪が3つか4つ檻に入り
ましたし、広野、宇津尾あたりは6、7、8月だけでも十何頭捕ってみえまして、
処分に困ったと、穴掘って埋める所がないということで、苦慮しておられること
は事実です。我々の家の方は肉にしてやると皆食べてくれるんですが、他の班は
全部穴を掘って埋めるのをもう辞めたと、それで猪が来るので困ったと。結局は
柵を渡しても処分に困るから皆檻の蓋をしめているという状況でして、どんど
増えとるんです。やっぱり町の方もですね、檻や柵をやったから捕れ、捕れと言
ったって、その後の処理も考えてくれないといかんと思います。その要望が今あ
ちこちから出ておりますので、ここばかりではなく佐見もそうです。この前七宗
町と東白川村との交流会をやった時に、議員の中でもそういう話しがでました。
おそらくどこでも困っておるのは事実でして、課長も聞かれたと思うんですけ
ども、先月我々はそういったことで嶺南地域の有害鳥獣処理施設、若狭にございま

すここへ視察に行つてまいりました。いろいろ驚くことばかりでしたが、ここは全国第1号ということだということで、平成24年に大変素晴らしい処理施設、あるいはジビエ工場を造つておられたんですが、ここは財政的にもですね、原発の税金が何億と入りますんで、一切猟友会とかそういうところは何もなしで、県と国で出してくれ、100%で両方でごつい素晴らしい施設場を造つておりました。そんなのを真似しろとは申しませんが、やっぱりここも6市町村で共同での運営でした。それぞれで捕つた頭数にあわせてその維持経費を割合で出すとか、そういう運営をされておりました。いっぺん視察に行かれるといいと思います。今各地で、インターネットを見ましてもいろんな方法で処理をしておるようですが、この地域はまだまだその辺研究中ということですけど、どんどん有害鳥獣が増えております。ひとつ早急に何らか目途がつくように、白川町だけでは出来ないし、今言われたように東白川村、七宗町、あるいは下呂市を巻き込んでもいいです。八百津町も含めてもいいですが、どこかが主導的に動かないと、県だどこだといって後々になっておるとこれは進まないと思います。ひとつ課長在任中のうちに一つ、光が見えるようにお願いします。これはこの程度にしておきます。

次に最後の質問になります。町内小中学校施設のトイレの改良状況についてお尋ねしたいと思います。

町内の小中学校のトイレの実態についてですが、先般、11月10日文科省で全国の公立小中学校施設におけるトイレの状況について調査され、その結果が公表されました。テレビでもやっておりました。それは、トイレの和便器と洋便器の設置状況であります。全国の状況では、学校と言っても校舎、体育館、武道館、屋外トイレ、多目的トイレ等、学校施設大変ございまして、全部で総便器が140万個あるそうです。そのうち洋便器はどれだけ設置しているかという、そういった調査です。140万個の内61万個、43.3%が洋便器、和便器が79万個の56.7%という報告でありました。

そこで白川町はどうかと思って、ちょっと調べさせてもらったところ、小中学校の56個が洋便器、和便器が165個ということで、割合にすると25.3%と74.7%で、4分の1が洋便器になると。そんなの何やということなんですが、今ですね、私はなぜこんなことを言っておるかと言いますと、今の若い人たちは生活様式の変化で、生まれた時からトイレは洋式で育つておまして、30代以下の人のほとんど90%ぐらいは洋式じゃないかと思うんです。和式でようやくやらんという人が、結構大人でもおられますので、そうだろうと思うんですが、特に10代以下、高校生以下はですね、和式トイレの経験がない子が多い。そして学校で子ども達に聞くと、一番困るのは何かを聞くとトイレだと言つておりま

す。親からもいろいろと、学校教材、IT教育でパソコンやタブレット等高いものをどんどん入れてそれは有りがたいが、いわゆる学校での生活環境にはちっとも金をかけてくれないねという話を聞きます。我々も気づきませんでした。トイレがあればいいし、トイレは綺麗に掃除せよということで、学校へ行ってもですね、そんなことは気づかなんだのがいかなあと思うんですが、これは我々大人の大きな責任じゃないかなと、そういうことで思って今日ちょっとこんな課題を質問させていただきます。

文科省へもそういった声があって、今回そういった調査をしたようでして、これからはですね、やっぱり今の時代に合ったように補助金も増額して、来年度から洋式化の推進に努めるということを書いております。子どもの数が少なくなっていく中で、今の大きな校舎の全便器を洋式化ということは大変無駄と言っただけではいかんが、必要はないと思うんです。せめてどの学校も、半分ぐらいは補正予算、財源が無い、補助金が無いといっても、補正予算でそのぐらいは何とかならんのかなと、そういうことで質問をさせていただきます。

折しも今、これを質問しようと思ったら今回、明日からですが補正予算でちょっとそんなことを取り組むよということも聞きましたので、それは有りがたいなと言いながら、ほんならということでこの場でちょっとその辺についても答弁願えればありがたいと思います。お願いします。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。
(教育課長 嶋崎恒典君)

○ 教育課長 それでは5番 渡邊議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員には、子ども達の学習環境の改善につきまして、ご理解をいただき誠にありがとうございます。ご指摘のとおり本町の小中学校8校のトイレの状況は、洋便器化が25%で、全国平均を大きく下回っております。これは体育館や屋外トイレといったものを含めた全体の数値でございます。今までに国の補助を受けまして大規模改修に取り組んできました、白川中学校と黒川小学校におきましては、校舎のトイレにつきましては100%洋便器となっております。白川中学校は、平成24年度に工事費・設計監理費等すべてを含めると約5,200万円をかけて、黒川小学校においては、平成26年度に同じく約4,000万円をかけて改修しております。これに対する国の補助は、白中が約1,300万円、黒小は約1,000万円でございます。残りの約6,900万円につきましては、教育施設整備基金の取り崩しと、過疎債により充当いたしております。

教育委員会の計画では、国の補助の採択を受けて残りの全校につきまして、順次全面改修を進めていく予定でしたが、なかなか国の採択が受けられず、すべての改修を終えるには、20年近く要するのではないかと、そんなことを危

惧しておりました。

そんな中におきまして、昨年の議会の管内視察におきまして、子ども達が減少する現状において、1階から3階まで、又は4階まで、校舎全てを改修する必要はないのでないか、というようなご意見もいただきましたし、また今年、白川小学校で発生しましたロタウィルスの対応時においては、学校に洋便器が無いことについて、早急な対応が必要ではないかといったようなご指摘もいただいたところでございます。

そのような状況の中において、国の補助を待つ全面改修するよりも、未改修の学校について、最低限必要な改修を、出来る限り早く進めることを検討してきましたけれども、改修工事が学校の夏休み期間に限定されますことから、3月までには設計を完了しておく必要がございまして、設計に要する経費約570万円を今回、12月補正予算に計上させていただき、今定例会においてお認めいただくようお願いする予定でおりました。まさにこのタイミングにご質問をいただいたことに、背中を押していただいたものと理解し、感謝申し上げますところであります。

なお、どの校舎も老朽化しておきまして、またトイレの面積や構造上そういった問題もあり、一部改修とはいえ工事費に約8,000万円の経費が必要となると、そのように見込んでおきまして、子ども達のためにも何とか早く実施したいと考えておりますが、単年度での実施が困難であれば、複数年にまたがることも視野に入れながら、現在、平成29年度予算づくりを進める中におきまして検討いたしております。子どもの数が減少し、今後の学校のあり方について、地域や議会からの質問や提言をいただいている中において、多額の経費を投入し、トイレ改修を進めることに対しましては、色々なご意見があることと思っておりますけれども、子ども達の学習環境の改善に向けて、議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○ 議 長 残り5分ですが、再質問ありますか。はい。

○ 5 番 今度出たから合わせてタイミングよくやった、言われてやった訳ではなく、たまたまですね、先ほど課長が言われたように、白小でノロウイルスが発生して、その時私も気づいたのがこれでした。白小は洋便器ゼロです。北小が2、蘇原小が2、佐見小が3そういうふうですね。まだ2つでもある所は、先生が言われるには良いと言うんです。ゼロは本当に大変みたいで、ノロウイルス等ウイルスが飛びますので、そういった実態を知らなかった我々も、これは大人の責任ですよ。行政を預かる我々の責任だと僕は思う。なぜ気づかなかつたかなと。保育園は全部洋式ですね。もう当たり前なんですけど、我々は和式から育ってきておりますので、どちらも使えます。当たり前だと思ってた。そこが悪かったなあと。子ど

も達に学校でトイレを我慢して家に帰る子もいるんですよと言われた。ですからこれは堂々と、何のために学校の教育施設整備基金、3億5千万も積んであるか、というのはこういう所へ使ってもらっていいと思うんですよ。教育長が前に、私の何かの質問に答弁したのかちよっとあれですが、言われたのが文科省の補助金が付いたらやりますと、付かないからやらないというようなことを言っておられたんですが、確かに金がかかります。ですから完璧な工事はしなくても、頭だけでも取り替えれる方法もあります。とりあえずそれでやって、予算がついたらきちっとすると。今、統廃合が叫ばれている中で、全部それぞれやる必要はございません。せめて1階、2階の50%を目途に、まず少ない所から優先的にやってください。そんなふうに私は望んでおります。

- 議 長 残り2分です。
- 5 番 後は十分なことを言われましたので、これで終わりますけど、本当に子ども達に、我々はなぜそんなことに気付かなかったのかと思って反省をしとります。ひとつ教育長、よろしくお願ひします。補足ありますか。
- 議 長 残り2分です。
- 町 長 渡邊議員さんの質問に対し、本当に感謝しておるところでございまして、私どもの予算的なもの、今回白川小学校を対象にして補正予算のほうでお願いしていきたいというふうに思っております。白川小学校のいろんな問題も、トイレばかりじゃないいろんな問題もございましたので、それについても解決していきたいというふうに考えておりますし、議員の皆さん方の、是非とも基金の取り崩し等にもご理解をいただければ幸いかと思っております。
- 5 番 終わります。
- 議 長 5番 渡邊昌俊君の質問を終わります。
次に、2番 服部圭子君。
(2番 服部圭子君)
- 2 番 それでは議長のご許可を頂きましたので、私の一般質問をさせていただきます。今回私は3つの質問を準備いたしました。どれも川と山と農地という、私たちが暮らしていく時に、この豊かな白川町の自然、エネルギー、そういったものを十分に活かして暮らして、安心して豊かに暮らしていくための施策について質問したいと思います。
最初に川を活かしたことで、小水力発電を推進して豊かな町づくり施策について質問いたします。
白川町は、よく指で左手のようになってるよと言われるんですけど、飛驒川、佐見川、黒川、白川、赤川と、4つの主流と飛驒川を有する町でございまして。その川の水は、町の80%以上を占めます山に水源がありまして、この地形は起伏

に富んでいます。実はこれほど小水力発電に適した地形はないのではないかなと思って、町の名前も白川という、川を生かした町作りの宿命を持っているのではないかと思うところでもあります。この森林と水は、まさに白川町の宝ですが、眠ったまま活用されずにいけば、まさに宝の持ち腐れと言えるのではないのでしょうか。

しかし、これをエネルギーという見方で見ると、膨大な再生可能な永久的なエネルギー源があるという状態なのだとも言えます。かつては炭ですとか薪、あちらこちらに水車があり、お米をついていたというのも、ついこの間のことだったと思います。それは今の70代、80代の方でしたら、山に暮らしてきた方なら誰もが思い出す光景だと思います。さらに、この水は石油のように輸入してこなくてもいいわけですし、原子力のようにごみや汚染の心配もありません。また石炭のように掘り起こさなくてもいいという、雨が降って、山にしみこんで、谷に流れ、勝手に動いて海まで流れていってくれているわけです。小水力発電を日本のエネルギー源として復興しようと呼びかけている元国土交通省の河川局長の竹村公太郎氏が、「山は油田である」といった言葉を言われているほどです。これを生かして小水力発電という手段を使った場合、再生可能で、石油を輸入するというような原資はいらないエネルギーが生み出されます。白川町のような3千件余りの小さな町の電力というのは賄える時代が来るのではないかと思うわけです。そして、その水という油田を持つ町の発電事業で利益ができれば、その水源である町の利益ともなり、そのまま白川町の新たな自己財源となり、森林整備や教育豊かな町作りに使えるのではないかと思います。産業が起きるのではないかと思います。

しかし、このような水の町ですので、水力発電というのはこれまでも進めてこられたのかもしれませんが。少し調べましたら、平成23年に電力の固定買い取り制度ができたことで、電力を売電する事が自由になったという現在の状態があります。太陽光ですとか、風力発電については白川町でもパネル設置をあちこちで見かけるのもこれらの法律以後となっております。

また、水力発電というと大きなダムとか、または小さなマイクロ水力を思い浮かべますが、ここで考えたいのは農業用水等を含む小水力発電のことです。固定買い取り制度、略してFITでは水力発電は非常に有利だと伺いました。しかもFITという制度は、2020年以後は非常に不透明であるということで、現在はこの小水力発電開発の絶好のチャンスではないかと思うのです。

先の武村氏ですが、100年先を見た時に、日本というのは、この豊富な水を資源とした水力発電があつてよかったなどと感謝する時代が来ると言われております。山がありこういった谷が流れる、豊富な水があるのですから、いずれはやは

り日本はこのエネルギーに頼る、自給の方法をとる時代がくるのではないかと思います。白川町は人口が少なく、川が5つもあって、雨は多いし条件としては恵まれているのではないかと思います。この宝を活用して残し、未来にこの豊かさを生かす水力発電を残してはどうかと考えた時、今でしたら60代、70代、80代の方々、昔この知恵で生活をしてきた時代を知る方がいる時に、こういった事業を進めていくことが必要だとも思います。今の時期のチャンスをつかんで行動していくべきではないかと思うわけです。

この事業のメリットとして、私は次のようなことを考えてました。1、白川町は川の町であり、自然豊かなエネルギーの宝庫であることを町民が自覚して誇りを持てるようになる。2番目、子どもや若者が再生可能エネルギーに関心を持ち自然や科学に対する理解を深め、郷土愛を育むことになる。3番目、環境問題に関心を持つ方、また専門家と繋がることとなりますので、町への外からの関心が高まり、移住、Uターンの促進につながるのではないかと。4番目、川の町白川をアピールすることで新たな観光資源となるのではないかと。5番目、管理作業が発生しますので、地元雇用を生むのではないかと。6番目、初期設備建設のための事業者の仕事を産むのではないかと。7番目、安定的な町の収入が生まれれば、町財政に余裕が生まれ、売電事業利益を原資として、子どもたちの教育費用にしたり、山林整備資金にも、観光施設等々色々なことができると思います。こうして、山と川を生かした町作りを現実のものとするのではないのでしょうか。

河川というのは、もともと共有財産というか、人の者という発想はおかしいですが、個人企業が占有して利益を得るものではなく、自治体が公共のために、人々のために利用することに大義があると思います。こういった事業は地元住民の理解も得やすく、国、県の理解も得られますし、固定買い取り制度等によって、安定的な運営が見込まれるなら、事業展開には金融機関の理解も得やすいと思います。川の町白川町は、岐阜県の、いや日本の先頭になってこういった小水力発電に取り掛かる条件を持っていると思います。是非この水力発電を奨めるというプロジェクトチームをつくって小水力発電をすすめ、水と共に歩む豊かな町作りというものを奨めていただきたいと思います。白川町の川を活かした水力発電事業推進について質問いたします。

○ 議長 途中でございますが、1時まで休憩とします。(午前11時58分)

○ 議長 再開します。(午後1時)

一般質問を続けます。2番 服部圭子議員の1問目、小水力発電で豊かな町づくりについての答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 佐伯正貴君)

○ 企画課長 それでは2番 服部議員さんの水力発電で豊かなまちづくりに関する一般質問

にお答えをいたします。

明治11年、日本で最初の電灯が灯り、本町に電気が登場したのは、大正に入った頃と言われております。当時、町内の各集落に自家発電所ができ、各地域をまとめるようにして大きくなっていったそうです。大正12年には佐見地区に佐見水力電気が開業し、黒川では村営発電所、蘇原では赤川電気株式会社、また、白川では白川水力電気株式会社がそれぞれ設立され、水力発電が盛んとなりました。その後、どういった経緯で閉鎖されていったかは定かではございませんけれども、昭和30年代の火力発電所の建設により、発電原価が下がってまいりまして、改修や維持費用にもかなりの経費を要する水力発電は、対応ができなくなったのではないかと思います。

昭和40年代に入りますと、オイルショックの影響もあり、全国的に水力発電が見直され、佐見地区では高さが100mを越し70戸ほどが水没するといったようなダムの新設計画もあったようでございますけれども、地元住民の方の反対もあり、計画は中止となったという経緯もございます。その後、服部議員さんの質問にもございましたように、平成23年に発生しました東北大震災を受け、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」いわゆる「再生可能エネルギー特別措置法」が施行されまして、電気事業者に対して再生可能エネルギー電気の固定価格での買い取りが定められ、小水力発電を含めた再生可能エネルギーの活用が促進されております。

この小水力発電の定義は、はっきりしておりませんが、買取価格の設定におきます中小水力発電の区分は3段階となっており、発電量が1,000kw未満のものを小水力と呼ぶことが多いようです。また、新エネルギー・産業技術総合開発機構では、100～1,000kwのものをミニ水力、100kw未満をマイクロ水力と定義されております。

町では平成22年度、「緑の分権改革」推進事業調査業務を岐阜県森林組合連合会へ委託し、木質バイオマスの有効活用、小水力発電の導入及び利用可能性調査を実施しています。この調査では、町内5流域ごとの発電ポテンシャルの試算と導入の可能性に対する検討が行われています。調査対象となった渓流域は77か所ございまして、発電ポテンシャルの合計は331kwという試算値が報告されております。

町内には、名倉発電所など4箇所の発電所が現在操業しており、最大発電量の合計は48,730kwとなっております。これは、利用率から勘案すると4万世帯程度の電力を賄うことができる発電量になりますけれども、試算されました先ほどの発電量につきましては、その0.7%と非常に小さいものではあります。が、導入に適した場所は多いことが伺われるとじています。また、本調査では、

小水力活用の水路として可能性のある6地点において実際の初期検討が行われておりまして、農業用水として三川本郷、黒川中切、大寺、薄野の4地点を、他にクオーレの里の内河川と、白川簡易水道の和泉送水ポンプ場を選定して実施されております。

水力の発電出力と申しますのは、流量と落差が大きく影響しますが、発電量が比較的多かったものが黒川中切の農業用水とクオーレの里、和泉送水ポンプ場の3箇所でありまして、その他のものについては0.3kw未満となっております。更に可能性のある3箇所については、工事費や維持管理費と収入面との採算性について検討がされており、水力発電機の減価償却年数である22年では採算が採れないとされています。実現の可能性としては、農業用水路を活用する方法かと思いますが、全体的に水量が比較的少ないことから、大きな発電量が望めないため、電気柵とか、街灯のような自給用に利用することから始めるのが適していると思います。この調査が報告されたのは平成23年2月でございまして、固定買取制度が導入される前であったために、試算における収入額については、利用電気料金の自家消費分として計算されているようですけれども、固定買取制度による売電を行ったとして改めて計算をしましても、設置工事費が高額であるため、発電コストを引き下げるには、ある程度の規模が必要になります。

小水力発電における現状の課題としましては、水利権や電気事業法など、各種法手続きの複雑さや、許可まで長期間かかるということもあります。国においても規制緩和が進みつつありますけれども、今現在普及が進まない原因となっていることも事実です。買取価格につきましては、太陽光発電は単価が年々低くなっておりますが、水力発電については据置きとなっております。今後、発電機の低コスト化が図られ、ある程度の採算が見合うようになると、設置も促進されるかと思えます。白川町で採算が見合う水力発電の設置は困難かとは思いますが、まちづくりの一環として、環境教育ですとか地域活動のひとつとして取り組むことに対しては意義があると考えておりますので、街路灯やイルミネーションなど自家消費的な活用を考えながら進めることはできるかと思えます。

このような状況の中、今のところ小水力発電の設置について積極的に検討はしておりませんが、廃棄物の出ない純国産エネルギーで、24時間稼働することが可能な優れた発電方法でございますので、今後とも情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上で、服部議員さんの一般質問に対する回答とさせていただきます。

- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
- 2番 今回の質問を出しましてから詳しく勉強する機会があったんですけれども、町の方でも調査を平成23年に行っていたということで、詳しく今お伺いしまして、

白川町には川を活かした発電ということの可能性は、採算をとれるということではないんですけども、そういったものがあるということも分かりましたし、最初の明治の頃ですか、大正時代にはそういった水車ですとか発電所があったということで、いつしかやはり水力で沢山のエネルギーではないにしろ、もしかしたら水力発電というのがやらざるを得なくなる時も来るような気も、今の答弁を聞いて思いました。町づくりの一環としてあるということですが、それ以上に例えば精米機の電力をまかなうような発電ですとか、今の再生エネルギーといった研究を、国も私たち民間もすすめていることを、川の町白川町ですので、もっと具体的に小さな一歩を進めれるような水力発電の講演会ですとか、それを研究するチームが何かできるような形で来年度にでも、少しそんな調査、講演会、それから川へのエネルギー開発というような、夢のあることについての施策として、位置づけていただけるようにしてはいかがでしょうか。それについて答弁をお願いします。

- 議長 答弁をお願いします。企画課長。
- 企画課長 ありがとうございます。確かに昔水を使ったいろんな動力があったと思います。

私の祖父は昔製材業を東白川村の方で勤めてやっております、今の南北橋の辺りに製材所があったと聞いておりますが、その頃は皆さん製材というと水力の水車を使ったのこぎりの動きで木をひてみえたということも聞いておりますし、私がまだ小さい時にはすぐ傍に水車小屋がありまして、そこで米や豆とかをトントン、トントンと搗いておったというような記憶もございますので、そういったものが発展しておそらく水力発電というものが大正から昭和の初めにかけてできてきたのではないかなと思っております。そういったものを今の子ども達は知らないと困るので、そういったものはPRをしていったりとか、例えば観光でも水車を使った観光をやっておるところもありますが、そういったもので観光面にも使えることはあるかなと思います。

チームをというお話でございましたが、今現在、岐阜県の方には、岐阜県農用水利活用小水力発電協議会というのが実はありまして、ご存じかもしれませんが石徹白でかなり昔から発電の関係水力をやっておみえになりまして、あそこの発電もどちらかというと町づくりに使っておるような発電の内容でございますが、そういったところの協議会にも研修会がありますので、そちらにも参加をさせていただいております。企画の方で今やっております理由は、新エネルギーの関係の担当をしておりますので、そういったところの一貫で水力発電についても企画の方で担当させていただいておりますけれども、基本的に報告書の中にもありましたように、水力をえるようなその可能性のあるものというのは、先ほど申しました農用水、それから河川もちろんありますが、それ以外に水道の関係で、

水道も水がずっと走っておりますので、そういったところの水道からの圧を使ったようなものといったものも考えられます。そういった中で関係の課が農林課と、建設環境課と私どもとなりますが、それぞれ連絡を取り合いながら担当ごとで話をしたり情報交換をしたりということで進めてまいりますので、とりわけプロジェクトチームというのはつくらないかもしれませんが、そういった横の課の連携もとりながら今後進めていくというようなつもりでおりますので、よろしくをお願いします。

- 議 長 答弁が終わりました。再々質問ありますか。
- 2 番 やはり太陽光発電で、農地にパネルをつけられている方もありますが、20年先を考えた時に、そのごみはどうなるんだろうとか、地震が起きた時の問題とかを薄々少し感じていて、そのような課題もあると思います。今のお話で、製材に使われたそんな発電があるとか、米を搗いていたのを私は、白川に移住した30年前に実は葛牧で水車で米を搗いていたところを見まして、無茶苦茶感動したことを今でも思い出します。でも、今子ども達にその光景を見せることもできませんし、実際にただ昔はこうだったよっていう事ではなく、きっとそういったこの水力発電というのは、日本にはまた活用がされるということも今回の質問でお聞きしましたので、新エネルギーを水力も含めて、他の物も含めてですが、新エネルギーについての私たちの調査とか、講演会を聞いたりだとか、そういうことは進めて行った時に、一緒に共同して進めていっていただきたいと思います。この質問は終わらせていただきます。
- 議 長 答弁よろしいですか。
- 企画課長 私も子どもの時によく水路に里芋を洗う水車がついておりまして、最近見なくなりましたが、あれを見た時にせっかく回っているんやで何かできんかなと思ったこともありますし、そういったところで黒川ではイルミネーションとかもやっております、その電気代も買ったりということで、直ぐ近くで電気を使って何か出来るようなものがあれば、どうせ回っておるので電気もおこしてそれも活用してということで一石二鳥になるようなものが他にもあるかもしれませんので、そういった中でまた活用方法も考えていきたいと思いますのでよろしくをお願いします。
- 議 長 それでは、次の質問に移ってください。
- 2 番 それでは川の水の源であります山について質問したいと思います。質問事項は薪生産岐阜県内一となる施策についてという、そういう分野はまったく素人ですので、何でもやっぱり一番を目指してすこしづつ前に進みたいという気持ちを理解していただきまして、質問に入りたいと思います。

山は、木であふれているのが山だと思っているんですけど、江戸時代の巻物を

見ると、はげ山で松が生えているような絵が多いのは、実は薪であるとか炭であるとかで、エネルギーとして私たちの暮らしは山によって暖かさやご飯を炊いたりという事に使っていたというものであります。

白川町の山ですが、もっとこの山をエネルギーとして活用していったらどうかということの提案です。建築用の優れた整備林というものはしっかりと残し、この木をエネルギーとして活用することをさらに推進するという事は、ひいては山を守るためにもなるというふうに考えます。特に獣害対策でも、今集落の周りを柵で囲うという事業が進められています。これはやはり急務であるというふうに考えられますが、この策も30年後は、この策も乗り越えてきたりだとか、管理が難しくなってくるというふうなことも考えられますし、鹿とかの繁殖力というのは恐ろしく旺盛でありまして、役に立たなくなるということが想像できます。昨今の鹿の被害というものは、交通事故を引き起こしたり、人命も危うくなるというような事態にもなっているところもあると思います。とにかく、やはりこの山裾ですね、私たちが住んでいるところと山との境目の木を切っていくという事が、根本的な将来にとっても、獣害対策としても遠回りでもすぐにでも始める必要があるという認識をしております。その為に、以下の施策をとることが急務ではないかということで提案いたします。

1、きこりさんですね、山の整備をする作業員の方を公務員として町が雇用して、山の整備を早急に進める事はいかがでしょうか。2番目、薪の生産を推進するチームをつくって、町内の、そのチームのメンバーというのは、町内の薪ボイラーやストーブの推進販売をされている企業ですとか、薪をつくって販売している事業者さん、こういった方を中心にして、薪を流通させている、全国でやられている事例を研究してですね、安価で利用しやすい体制作りを考えていく、こんなチームをつくり、薪を生産し、また流通するような仕組みを白川町では推進していくための施策をする必要があると思います。これについて伺いたいと思います。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。副町長。

(副町長 佐藤滋君)

○ 副 町 長 では2番 服部議員さんの薪生産岐阜県一となる施策についての質問に答弁いたします。

まず始めに町内の森林は、白川町森林整備計画という平成24年4月から平成34年3月までの10年計画でございますが、これによりまして、建築用などの木材生産を目的とする森林や、木材生産には適しませんが環境保全を目的とする森林、また水源地を目的とする森林などに区分しております。この森林の区分を計画書ではゾーニングと言っております。このゾーニングされた木材生産に適し

た森林につきましては、森林組合が中心となり、さらに森林経営計画というものを策定し、間伐等の保育事業を進めております。この間伐は国の補助金等を受けながら進められておりますが、町も支援を行い東濃ヒノキなどの良質材の生産拡大に現在努めているところであります。

また、間伐材については、町の単独事業として全量が搬出されるよう、運搬及び建築用材とバイオマス発電の燃料材などの仕分けに対する補助を行っており、間伐材の有効利用、有効活用を図っております。あわせて森林所有者等が間伐材を森の発電所へ自ら搬入した場合には、県の森林環境税を活用した買取制度、1 t当たり5,500円から6,000円という単価でそういった事業の実施をしており、間伐材がエネルギーとしても現在でも活用されていると思っております。

次に、獣害対策としての山裾の森林伐採についてであります。現在、県の森林環境税を活用してバッファゾーンを整備しております。このバッファゾーンとは、鳥獣による被害を予防するため、農地等から幅30m程度までの区域の樹木を全て伐採することで、農地と山林の境界の見通しが良くなり、獣害被害を減少させる効果が認められておると言われております。今年度は三川地区の2箇所事業を行っております。バッファゾーン事業については、各地区からの要望を受けて、採択基準に合う所から積極的に森林環境税を活用して実施をしていくこととしております。

次に、ご質問にあったきこりを公務員として雇用し、山の整備を早急にすすめることということについては、町には森林組合を中心とした森林整備、山の手入れをする事業者があり、森林整備は森林組合等にやっていただいた方が良いというふうに考えております。確かに林業従事者の育成はとても重要と考えますが、町としては、森林組合などの林業事業者から林業従事者等の人材育成に対する要請があれば、国の制度にのせて、必要な事業内容、予算を検討し、補助事業や委託事業として進めてまいります。

また、薪についてですが、町内には現在河岐、黒川、坂ノ東の地区で、それぞれ薪の生産販売を行っていらっしゃる民間の事業者があり、年間かなりの量、おそらく年間600t程度をこの3社で扱っておられるのではないかと推測いたします。

提案にありますヒノキ、スギの薪は、通常のストーブでの使用には燃焼時間が短い、また温度が上がりすぎるなど、ストーブに向かないとか、不向きであるとされており、薪ストーブを点火するときの焚き付け用などの用途が多いようであります。薪といえば広葉樹の出荷が多く、町内の事業者の方は広葉樹の原木の大半を町外から調達しておられるのが現状であると伺っております。また、隣の東白川村や郡上市などでも、森林組合、民間の事業者や地域団体などが、薪の生産

販売に取り組んでいることは把握しておりますが、同じように広葉樹の調達に大変苦労していると聞いております。

次に、薪の生産を推進するプロジェクトチームについてでございますが、例えば森林組合や木材市場組合、製品流通組合などの林業事業体等が中心となり研究チームを設立したいということであれば、町の担当課が構成員として加入することはやぶさかではありませんが、すでに町内の民間事業者が薪ビジネスの事業を推進されているので、町が主導してプロジェクトチームを立ち上げる考えは、今のところ持っておりません。

なお、町では今年度実施している森林資源循環型社会構築事業においてバイオマス利用も検討しており、バイオマスに活用できる森林資源調査を行い、白川町の森林資源の分布マップを作成中であります。バイオマスエネルギーとして活用できる森林の資源量等が明確になるものと考えております。来年度は、この森林資源マップを活用して、森林組合や市場組合、製品組合、さらには関係する団体と協議を行いながら、町の森林・林業振興計画づくりを行っていきたいと思っております。

以上、一般質問の答弁とさせていただきます。

- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
- 2番 いろいろちょっと質問がありますのでお願いいたします。まず従事者なんですが、今回の質問はですね、山というものが白川町に住む私たちの暮らしにどれだけ有効に活かされるかという視点での質問です。薪生産をとすることは、薪を使ったストーブですとか、お風呂ですとか、またバイオマスも含めて、福祉センターには薪を使ったボイラーも入っています。そういった薪が、また買う方はそこで安価に、灯油よりも安いんだというような仕組みができれば沢山の木が、需要が生まれるんじゃないかという視点で質問をいたしております。

1番の木こりを公務員としてということなんですけれども、森林組合から要請があれば町として進めるというような回答だったと思います。私が今一番危惧しているのは、そういう作業従事者を育てる人たち、長年の経験とそれから技術を持った方々が60代、70代でおられる時に、次の若い作業者をこの山の町白川町に何人の森林関係の技術者がいるのかっていった時に、現在何人ぐらいいるのかってということもお聞きしたいと思っております。森林組合から要請があればということは、それは森林組合の森林整備について必要なわけなんですけれども、この町としてそういった人材を育てていかななくてはいけないと思っております。そういった点で町がそういう従事者を育てるんだというような、公務員にするというのは極端かもしれませんが、何らかの、例えば美濃加茂市で猟師さんを町が何人か雇用しているというようなやり方を聞きました。そんなように、白川町には何人かの作業員

の方が従事している町なんだという仕組みが必要ではないかというふうに思いますので、作業従事者を育成していく、また多くしていくことへの施策としてどういう考えをもっておられるかというのをお聞きしたいと思います。

そして先ほど獣害についてのバッファゾーンですか、そういうものを進めているというふうに、三川地区で2か所行われるということを知りまして、そういうことが行われているんだと今知った次第で申し訳ないんですけども、各地区からの要請を受けてという言葉が出てきましたが、各地区の方々が要請をしてもいいんだという状態に、今回の今井議員さんの質問でもありましたし、藤井議員の質問でもありました。町民が自分たちのそういった日頃何となく感じているんですけども、それを施策として行政に要望していくことなのかどうかということ、なかなか難しいことだと思うんですね。獣害の柵なんかもそうですが、こういった要望が出すことをもう少し促していただけるようなことが必要なんではないかと思います。これについてもお願いします。

先ほど薪の材料としては広葉樹だというふうにあるんですけども、乾燥さえすれば杉も十分なそういった資源にはなるというふうに、技術は進みますし、それに対応した薪ストーブなども出ていますので、やはり白川町にはやっぱり杉の間伐、桧の間伐というのが必要ですので、ここはやはり杉、桧の薪ストーブというくらいに発想を変えて町内の物を町内で使う、外から広葉樹を買ってきてそれを薪で利益を上げるという発想ではなく、あくまでも町内の山を整備していった、山を利用していったという点で薪の生産を検討していくということについてそうすべきだと思いますので、3点について答弁をお願いします。

- 議 長 答弁を求めます。副町長。
- 副 町 長 まず林業従事者がどれくらい現在あるかということですが、統計上把握している人数は50人から55人というふうに把握しております。

それから林業従事者をどのように育成していくかということですが、やっぱり育成してその方がちゃんと生業として食べていけることまで責任をもたないといけないと思いますので、そうした場合山の手入れ、そういうものをやる事業体といえば森林組合というふうになってきますので、経営計画というものをしっかり作らないと、国からの補助金がないことにはこの材価の低迷した時には山の手入れはなかなかできません。これをやろうと思うと、経営計画をつくるためにはある程度まとまった森林を管理、委託された事業体でないという生業は出来ていかないということですので、やっぱり森林組合が中心となって林業従事者の育成をしていくということが必要であると思います。その為には本来、森林組合がそれをやっていきたいというふうに言っていた方がいいんですが、それがなかなか今、森林組合には色々お願いしたり、指導したりしとりますけれども、な

かなかそのところへは踏み込んでいただけない。それは今後どれだけ仕事があるのかというのも森林組合の中には不安というものがあると思いますが、ですから今回その森林資源の白川町内の賦存量というか、資源量をちゃんと調査して、今後これだけの仕事量がありますよというようなちゃんと提示をして、全体としてこれからの林業をどうやっていくかという計画づくりをしていきたいと。その中には担い手の育成ももちろんですけども、山づくりから出口対策ですね、その出口対策は建築用材だけではなくて、エネルギー材としての使い方とか、ひょっとすると海外への輸出についてとか、それからもちろん薪の需要についてもひっくるめて、総合的な林業振興の計画を来年度からつくっていきたいと思っております。その中に林業従事者の件、薪の件も含まれるというふうに私は認識をしております。

それからバッファゾーンの件につきましては、今年度から私どもも県の環境税を使って取り組んだところですので、まだまだPR不足とは思っておりますけれども、今年度その結果をみてよければ各地域へこういう事業があるというPRは行っていきたいというふうに考えております。

いづれにしましても林業というのは本当に幅広く、奥が深いものでございますので、白川町にある豊かな森林資源をちゃんと活用して成長産業として林業が行っていきけるようなそんな計画づくりを抜本的にすべきというふうに思っておりますので、来年度その計画づくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

- 議 長 答弁が終わりました。再々質問ありますか。
- 2 番 そういった今年度、来年度から計画を立て、進められていくということですので、是非スピードアップしてお願いしたいと思います。やはりこの場で、議場で、三川地区で2か所やられるバッファゾーンの農地から30mの樹木を切っていくというような事業が始まっていることを更に推進していくといいのではないかと思います。

そして、やはり森林組合でとというようなことがでましたが、山の町白川ですので、それは町が指導者を育成していくのは、子どもを育てていくのと同じくらい大切な施策の3本柱の中に入るものだと思います。指導者の方が高齢化もしてきますし、今50人から55人おられる方の中で年齢層がどういうふうなのか分かりませんが、やはり山の町白川の施策として、林業従事者を増やしていくことは、森林組合に頼らずやっていくべきではないかと思います。それについてだけ答弁をお願いします。

- 議 長 答弁を求めます。はい、副町長。
- 副 町 長 おっしゃることは十分理解をしますが、今白川町の森林組合の組合員というの

は町内に森林を所有されている方ほとんどがその組合員になっていらっしゃいます。本来、やっぱり森林所有者が自分たちの山をどうしていくかというのを自分たちで自ら考えるべきですが、それが森林組合というそういう組織の中でしっかり議論をされていくことであると思います。その為に町はいろんな応援、支援をしていくことであって、本来は森林組合の中でこれからの森林をどうやって守っていくか、それをしっかり議論していただき、それへ町はしっかり応援をしていくということであるというように考えております。

○ 議 長 はい、では次の質問に移ってください。

○ 2 番 それでは3番目の質問にいきたいと思います。

川と山、私たちは食べなくては暮らせませんので、白川町では栄養のある食べ物が農地で生産されていく、そんな町でありたいということで質問したいと思います。町内の農産物の生産量増進と消費量増進に向けての施策についてです。

わが町の農産物直売所野菜村チャオの生産量は、やはり近年、生産者の高齢化によって出荷量が伸び悩んでいると聞いております。また、若い世代では土に触れる人が少なくなっているのも事実ではないかと思えます。そういう若者を育ててきた私たち中年層も作るより買って来た方が楽で、その購入品もどちらかというと加工されたものが多く、地元の野菜やお米の消費が減っている傾向があるのではないのでしょうか。しかし、野菜やお米の消費減は町民の健康にとってもマイナスです。先に出されました白川健康プランでも野菜の摂取を増やそうと目標を定めて施策が推進されています。このように、地域で採れた農産物を地域で食べるという事は、町民の健康維持と農地の活用を推進するうえで重要な施策だと思えます。そこで、農産物の生産量を増やし、それを食べる健康的な食生活を広げるために、以下のことを提案したいと思えます。

1番、子育て家庭の方がチャオで買い物をしたら、そこでは農産物を購入するのに振興券がもらえるというような、そういった振興券を配布するのはどうでしょうか。そうすると、子育て中の子どもさんが野菜をいっぱい食べるというようになると思えます。

2番目、集落や、または3人以上の団体での1品特産物作りというのを支援してはどうかと思えます。ある団体では、玉ねぎを作っていたり、またはかぼちゃを作っていたりといった所もあると聞いております。そういったものを集落で取り組んではどうかということ支援することです。

3番目、給食への白川町のお米の使用です。今は岐阜県産のお米が使用されていますが、やはりこの白川町の川と土地でできたお米を子ども達が食べるというように、全部はそうではないにしろ、白川町のお米を使用していく時を持つように進めていってはどうかということなんです。

4番目、小中学校ではお茶が給茶器というのがあって、白川町のお茶を飲んではいらるんですけども、やはりお茶というのはお茶を飲むということだけではなく、急須に入れてお茶の色だとか、匂いだとか、入れ加減の温度だとかそういったものに触れていくようなことのできる給食の日を設置してはいかがでしょうか。

5番目、地元の無農薬栽培の野菜やお米だけで作る給食の日を、毎学期に1回以上持つてはいかがでしょうか。まだまだ無農薬栽培のお米や野菜は多くはないですが、そういったものがあるんだよ、少しずつ増えているんだよということが実感できるように、給食にも取り入れていくというのを提案します。

6番目ですが、高校生以上の若者たちに、草刈鎌、これは中学生でもいいと思いますが草刈鎌、草刈機、耕運機の講習会等を設け、食べ物を生産するという技術を伝承する、これはとても大事な伝承だと思います。

7番目、以上6つの施策も含めて、やはり野菜をいっぱい食べていこう、地産地食を推進するチームをチャオを中心に、食品関係の事業者さんや、農業者、食生活改善グループさん等でチームを作って、もっと白川町は白川町でできた物を食べていくんだよということを推進していく事、以上の点について実施する考えはないか、お聞きいたします。

○ 議長 質問が終わりました。申し述べますが、残り6分でございます。よろしくお願いいたします。

答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 伊佐治優君)

○ 農林課長 それでは、服部議員のご質問にお答えいたします。農産物直売所野菜村チャオのここ最近5年間の売上状況でございますが、売上高1億円、来場者数が約10,500人前後で推移しております。ご質問にありますように、生産者の高齢化の傾向はとめることができません。ですが、その中でも野菜村チャオの運営委員長を中心として各地区の運営委員の方々の努力によりまして生産者の皆さんが、それぞれ個人、生産グループということで直売所の方へ出荷され、その運営に協力をしていただいております。今後ともこの現状を維持できる体制づくりが欠かせないと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

食は健康の源でありまして、野菜の摂取量を増やすことは健康にも必要なことと考えております。白川町食生活改善推進協議会が「15才のあなたへのメッセージ」として食について述べております。この中では、食べ物を選ぶ力、料理をする力、食と農と自然といのちのつながりを理解する力の3つの力を持つようにと、また「まごわやさしいこ」の食材をとることで健康的な食生活を、また朝ご飯をしっかりと食べる事を推進していきますということが述べられております。「まごわやさしいこ」のまは、まめ類で、豆腐や大豆をとりましょう。ごにつま

してはゴマ類でごまやナッツ、わはわかめ類、やは野菜類、さは魚類、しはしいたけなどきのこ類、いはイモ類、こは納豆やみそなど発酵食品の酵素類をとるよう紹介しております。カルシウム、ビタミン、ミネラル、食物繊維、タンパク質など栄養をバランスよく摂取することを教えています。このように食と健康の関係は重要であります。

さて、議員の質問の各項目毎にお答えさせていただきたいと思います。1番の子育て世帯への農産物販売券を販売することでございますけれども、現在の野菜村チャオでの農産物の購入層を見て参りますと、子育て世代の方はほとんど見かけておりません。どうしても少しそこから年齢の高い層の方が多いように感じます。このような状況は、子育て世代へのPRが不足しているという思いでございますが、今後この世代に対する情報発信をチャオの運営協議会の役員共々考えて実施していきたいと考えます。また、販売券につきましては、来場された方に特典を与えるような形にいたしまして、例としてぎふっ子カードがございますけれども、カードを提示されることで商品の割引を行うなどの販売努力をしていくように進めていきたいとこのように考えておりますので、よろしく申し上げます。

2番目として、特産品づくりの支援につきましては、現在企画課で実施しておりますまちおこし推進事業補助金や、農林課で実施しております6次産業化補助金の活用が各農家や各団体の支援になると考えております。これらにつきましては是非ともご相談をいただければと考えておりますので、商品化を考えてみえるようなお話がありましたら役場の方へご一報いただければとこのように考えております。

3番目の給食への白川町のお米の利用でございますけれども、小中学校の給食に使用する米については、県内すべての給食センターが「岐阜県学校給食会」を通して岐阜県産の米を購入されております。価格につきましては10kg当たり2,840円でございます。これに県から66円の補助を受けておりますので、実質2,774円で購入をされております。川辺町では月に1回、町内産の米を業者から購入して使用していると聞いておりますけれども、岐阜県学校給食会と同額で納入しておみえだそうでございます。本町におきましても生産履歴の分かる安心、安全が確保できるお米を、同額の10kg当たり2,774円で購入できれば、可能であると考えます。

白川町の米の生産量でございますけれども、町内のライスセンターで把握可能な量、これはライスセンターの荷受けの量でございます。1,143tでございます。その内で営農組合等が保有米を除いた農産物検査を受けて販売できる量ですが24tあります。この24tの中で白川町産の販売事業者と相談し購入していただければ、学校給食で白川町産米の利用ができると考えられますので、今後

関係者との協議を進めて行くように検討させていただきたいと思います。

4番目の小中学校での急須でのお茶を飲む給食の日の設置でございます。先ほど言われましたように、町内の小中学校には給茶器が設置してありまして、児童生徒はいつでもお茶を飲むことが出来る環境でございます。また、各学校においては「特色ある教育活動交付金事業」を活用して、地域の指導者の力をお借りして、茶の収穫や加工などの体験をしております。来年度に向けての取り組みにおいては、カテキンが虫歯予防やインフルエンザ予防にも効果的であるといわれていることから、更に子どもたちが、お茶への関わりを深める活動の展開についてお願いしているところであり、茶葉の確保等が可能であれば、各学校に対して協力を求めていると考えています。また、お茶の関係者で実施しております「T-1グランプリ」に参加していただくよう各小学校に要請いたしまして、このグランプリの中でお茶の飲み方やお茶の出し方など広めていきたいと考えております。

5番目の地元の無農薬栽培の野菜、お米で作る給食の日の設置についてでございますけれども、町内の野菜出荷グループなどの野菜につきましては、大根やジャガイモなどを給食に使用してありまして、地産地消の観点からも、生産履歴の分かる安全安心な野菜の使用に努めております。限られた時間の中で調理しなければいけませんので、形状のそろったものを安定的に供給できることや、給食費のこともあり、安価であることも考慮する必要があります。現在は、前月に使う必要数量や単価情報を周知して、納入していただいている状況です。また、ゆうきハートネットに加入する、無農薬野菜の栽培農家はそれぞれにこだわりのある営農方法で販売につなげている方が多いと思います。先程の給食センターでの買取価格との調整や量の確保が必要になってまいります。ゆうきハートネットをつうじてこれらの要素について、検討を行っていきたいと考えますが、議員もゆうきハートネットの会員ということで協力をお願いしたいと考えます。給食の食材については今後とも可能な限り地元産の活用を考えております。

6番目に、高校生以上の若者たちの技術の伝承についてですが、道具使う一例といたしまして、現在、地域緑化推進活動事業を利用いたしまして、黒川小中学校では「どんぐり会」が鎌の使い方を教えております。これは森林整備の体験といたしまして地域の団体が学校と一緒に実施してあります。このように町内の各種団体が自主的に小中学校と連携して活動を行って頂いていることで自然に道具の使い方を身に付けてあります。また、農業体験についても各小中学校で先ほど言われましたようにお茶摘みを始めとした体験を授業で行っています。農業機械による農作業体験でございますが、やはり機械を使うということは危険があると、危険につきまして指導してありますが、やはり事故の心配がございます

ので大型農機具の使用については注意が必要であると考えております。全ての高校生の参加は無理と思いますが、希望の方を対象にした農作業講座について農業関係者とその実施について検討していきたいというふうに考えております。

7番目に、チャオを中心としたプロジェクトチームでございますけども、以上の提言を実施することは健康と食の関連を大いに伸ばす重要なことと考えますが、プロジェクトチームとして横断的にすべての事柄について進める事は、事業の実施に時間を要するように考えます。現在の各組織に協力を願い、それぞれの提言を実施していただくようお願いすることが良いのではと考えております。以上、服部議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

- 議 長 制限時間が過ぎておりますので、2番 服部圭子君の質問を終わります。
以上で、一般質問を終わります。
ここで2時5分まで休憩とします。(午後1時53分)
- 議 長 再開します。(午後2時05分)
◇日程第5 議第43号 白川町農業委員会の委員等の定数を定める条例について
- 議 長 日程第5 議第43号「白川町農業委員会の委員等の定数を定める条例について」を議題とします。
説明を求めます。農林課長。
(農林課長 伊佐治優君 登壇)
- 農林課長 議第43号「白川町農業委員会の委員等の定数を定める条例について」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第43号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第43号「白川町農業委員会の委員等の定数を定める条例について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第6 議第44号 白川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議 長 日程第6 議第44号「白川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
説明を求めます。総務課長。

(総務課長 今井智也君 登壇)

- 町民課長 議第44号「白川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第44号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第44号「白川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第7 議第45号 白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議長 日程第7 議第45号「白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
説明を求めます。総務課長。
(総務課長 今井智也君 登壇)
- 企画課長 議第45号「白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第45号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第45号「白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第8 議第46号 白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 議 長 日程第8 議第46号「白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
説明を求めます。農林課長。
(総務課長 今井智也君 登壇)
- 総務課長 議第46号「白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第46号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第46号「白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第9 議第47号 白川町税条例の一部を改正する条例について
議第48号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議 長 日程第9 議第47号「白川町税条例の一部を改正する条例について」及び、議第48号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」以上、2件を一括議題とします。
説明を求めます。町民課長。
(町民課長 安江寿一君 登壇)
- 町民課長 議第47号「白川町税条例の一部を改正する条例について」及び、議第48号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第47号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第47号「白川町税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

- 議 長 次に、議第48号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第48号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- ◇日程第10 議第49号 白川町ことばの教室設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議 長 日程第10 議第49号「白川町ことばの教室設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
説明を求めます。教育課長。
（教育課長 嶋崎恒典君 登壇）
- 教育課長 議第49号「白川町ことばの教室設置に関する条例の一部を改正する条例について」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。2番。
（2番 服部圭子君）
- 2 番 ことばの教室がこども発達支援教室となるということで、ひろく名前を見た時に、広い範囲での受け入れを想像できるわけなんですけれども、白川町には子ども支援教室、それから支援センターというようなものもあると思います。いろいろな子どもの発達とか遅れとかについて、こちらに行くのは、検診の時ですとか、保育園、小学校などで指導者の方々からのご紹介で、多分この教室に行くと思うんですけれども、気軽にこちらの方に何か相談に行ったりできる教室としての窓口の役割なんかも、この教室には現在もあるのか、今後その皆さんにこの教室はこんなところの相談ですよというような、町民に対して分かりやすくなるような、中身についてはあるんでしょうか。
- 議 長 はい、直接関係ありませんが、1回だけ答弁をお願いします。教育課長。
- 教育課長 先回もお話しましたがけれども、この今回あげておりますことばの教室の名称を変えることにつきましては、ただ今説明したとおりであります。ここに通えるのは、先ほども言いましたように障がい者自立支援法に基づきまして受給者証を受けた者がこちらで指導を受けるということでございまして、従来と何ら変わるものでもございませんけれども、保育園、または小学校等でそういった可能性のある者につきましては相談を受け、そこで受給者証を受けられた者につきましては、指導を受けるということでございますので、よろしく願いいたします。
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
（「賛成」の声あり）
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第49号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第49号「白川町ことばの教室設置に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第11 議第50号 可茂広域行政事務組合理約の一部を変更する規約に関する協議について

議第51号 可茂広域公平委員会共同設置規約の制定に関する協議について

- 議 長 日程第11 議第50号「可茂広域行政事務組合理約の一部を変更する規約に関する協議について」及び、議第51号「可茂広域公平委員会共同設置規約の制定に関する協議について」以上、2件を一括議題とします。

説明を求めます。企画課長。

(企画課長 佐伯正貴君 登壇)

- 町民課長 議第50号「可茂広域行政事務組合理約の一部を変更する規約に関する協議について」及び、議第51号「可茂広域公平委員会共同設置規約の制定に関する協議について」議案及び提案説明を朗読し、説明した。

- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

- 議 長 討論を終わります。採決します。

議第50号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第50号「可茂広域行政事務組合理約の一部を変更する規約に関する協議について」は、原案のとおり可決しました。

- 議 長 次に、議第51号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第51号「可茂広域公平委員会共同設置規約の制定に関する協議について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第12 議第52号 財産の取得について

- 議 長 日程第12 議第52号「財産の取得について」を議題とします。

説明を求めます。企画課長。

(企画課長 佐伯正貴君 登壇)

- 企画課長 議第52号「財産の取得について」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第52号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第52号「財産の取得について」は、原案のとおり可決しました。
- ◇日程第13 議第53号 平成28年度白川町一般会計補正予算(第4号)
議第54号 平成28年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第2号)
- 議 長 日程第13 議第53号「平成28年度白川町一般会計補正予算(第4号)」及び、議第54号「平成28年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第2号)」を一括議題とします。
- 議 長 お諮りします。
本件については、議案の補足説明を省略し、直ちに予算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、予算審査常任委員会に付託することに決定しました。
- 議 長 お諮りします。
白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、委員会審査を12月16日までに終わるよう期限を付したいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって審査期限は、12月16日とすることに決しました。
- 議 長 お諮りします。
本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって本日は、これにて延会することに決しました。
明日16日、本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。なお、あす16日は午後1時30分から役場第1会議室において、予算審査常任委員会を開催しますので、各位のご参集をお願いします。それでは、本日はこれをもって延会とします。どうもご苦労さまでした。

(午後2時56分 延会)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員